

⑦ 「地域福祉と包括的支援体制」

大項目	中項目	小項目（例示）
1 地域福祉の基本的な考え方	1) 地域福祉の概念と理論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の概念、地域福祉の構造と機能 ・ 福祉コミュニティ論、在宅福祉サービス論、ボランティア ・ 市民活動論・共生社会
	2) 地域福祉の歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・ セツルメント、COS（慈善組織協会）、社会事業、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、在宅福祉、施設の社会化、地方分権、社会福祉基礎構造改革、地域自立生活、地域包括ケア、地域共生社会
	3) 地域福祉の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティソーシャルワーク、コミュニティサービス、地域再生、ケアリングコミュニティ
	4) 地域福祉の推進主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治体 ・ NPO、市民活動組織、中間支援組織 ・ 町内会、自治会等地縁組織 ・ 民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司 ・ 当事者団体 ・ 社会福祉協議会 ・ 共同募金 ・ 企業
	5) 地域福祉の主体と形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者、代弁者 ・ ボランティア ・ 市民活動、住民自治、住民主体 ・ 参加と協働、エンパワメント、アドボカシー ・ 福祉教育
2 福祉行財政システム	1) 国の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定受託事務と自治事務
	2) 都道府県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督
	3) 市町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの運営主体

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例 ・ 社会福祉審議
	4) 国と地方の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権、地方自治、地域主権、地方創生
	5) 福祉行政の組織及び専門職の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、女性相談支援センター、地域包括支援センター等 ・ 福祉事務所の現業員・査察指導員 ・ 児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員等
	6) 福祉における財源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の財源、地方の財源、保険料財源 ・ 民間の財源
3 福祉計画の意義と種類、策定と運用	1) 福祉計画の意義・目的と展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉行財政と福祉計画の関係 ・ 福祉計画の歴史 ・ 福祉計画の種類（地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、民間の福祉計画等）
	2) 市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉と計画行政の関係 ・ 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の定義、機能 ・ 地域福祉活動計画との関係
	3) 福祉計画の策定過程と方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題把握・分析 ・ 協議と合意形成
	4) 福祉計画の実施と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ モニタリング ・ サービス評価 ・ プログラム評価
4 地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題	1) 地域社会の概念と理論	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会の概念 ・ 地域社会の理論
	2) 地域社会の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯数、世帯構成 ・ 過疎化、都市化、地域間格差 ・ 外国人住民の増加
	3) 多様化・複雑化した地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ ひきこもり、ニート、ヤングケアラー、8050

	生活課題の現状とニーズ	問題、ダブルケア、依存症、多文化共生、自殺、災害等
	4) 地域福祉と社会的孤立	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的孤立、社会的排除 ・セルフネグレクト
5 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制	1) 包括的支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援体制の考え方 ・包括的支援体制の展開
	2) 地域包括ケアシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの考え方 ・地域包括ケアシステムの展開 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの展開 ・子育て世代包括支援センター
	3) 生活困窮者自立支援の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度と理念 ・自立相談支援機関による支援過程と方法、実際 ・伴走型の支援と対象者横断的な包括的相談支援 ・個人及び世帯の支援 ・居住支援、就労支援、家計支援、子どもの学習・生活支援
	4) 地域共生社会の実現に向けた各種施策	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働による包括的支援体制 ・住民に身近な圏域における相談支援体制 ・重層的支援体制整備事業
6 地域共生社会の実現に向けた多機関協働	1) 多機関協働を促進する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・各種相談機関の連携 ・協議体 ・地域ケア会議 ・地域包括支援センター運営協議会 ・要保護児童対策地域協議会 ・協議会（障害者自立支援協議会）
	2) 多職種連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉に関わる多職種連携 ・生活支援全般に関わるネットワーク ・多職種連携等における個人情報保護
	3) 福祉以外の分野との機関協働の実際	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的企業 ・農福連携

		<ul style="list-style-type: none"> ・観光、商工労働等との連携 ・地方創生
7 災害時における総合的かつ包括的な支援体制	1) 非常時や災害時における法制度	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法、災害救助法 ・各自治体等の避難計画
	2) 非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援 ・BCP（事業継続計画） ・福祉避難所運営 ・災害ボランティア
8 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望	1) 地域福祉ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバナンスの考え方 ・多様化・複雑化した課題と多機関協働の必要性 ・社会福祉法における包括的な支援体制づくり ・住民の参加と協働、住民自治 ・プラットフォームの形成と運営
	2) 地域共生社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会 ・地域力の強化、包括的支援体制

1 地域福祉の基本的な考え方

1) 地域福祉の概念と理論

①地域福祉の概念、地域福祉の構造と機能

・概念と範囲

概念

- ・地域福祉とは、自立生活が困難な個人や家族が、地域において自立生活ができるよう必要なサービスを提供すること。児童、障害者、高齢者分野など福祉行政の縦割りを超えて横断的かつ総合的に活動する新しいサービスシステム。
- ・コミュニティケアとは、要援護者の地域生活を支援する個別援助のこと。
- ・地域福祉理論の人物（我が国）

岡村重夫理論 1・・・『地域福祉論』（1974年）

地域福祉の構成4要素

(コミュニティ重視志向)

- ①コミュニティケア：要援護者の地域生活を支援する具体的個別援助のこと。
- ②一般地域組織化：地域福祉の実現のための一般的コミュニティづくりの組織化活動。
- ③福祉組織化：要援護者に対する福祉コミュニティづくりのための組織化活動。
- ④予防的社会福祉：福祉問題の発生を予防。社会保障制度など

岡村の「福祉コミュニティ」の定義：「社会的不利条件をもつ少数者の特殊条件に関心をもち、これらのひとびとを中心として同一性の感情をもって結ばれる下位集団が福祉コミュニティである」5つの機能をあげた。

- ①要援護者が可能な限り居宅でコミュニティの一員として通常の生活を送ることができるように援助する機能。
- ②要援護者を抱える家族がコミュニティの一員として社会生活を送れるように援助する機能。
- ③コミュニティの成員同士が、相互に受容し合い、必要があれば助け合う機能。
- ④コミュニティ内の未充足ニーズを発見し、サービスを改善・開発して充足にあたる。充足できない場合には、国・地方公共団体に、サービスや制度の改善・創設を要求する機能。
- ⑤援助と予防という共通関心を共有し、感情的結合を強化・拡大する機能。

岡村重夫理論 2 . . . 『社会福祉原論』 (1983 年)

項目	説明
社会生活の基本的要求	7つの要求 (経済的, 職業的, 家族的, 医療, 教育, 社会協同, 文化)
社会福祉的援助の原理	社会福祉がもつ固有の社会領域と援助の特色を、①社会性の原理 (個人と社会制度との社会関係で成立)、②全体性の原理 (社会関係を調整しながら維持)、③主体性の原理 (個人は社会関係統合の主体者)、④現実性の原理 (生活問題は現実的課題) とした
3種類の生活困難	①社会関係の不調和 (様々な制度がその利用者にいろいろ条件をつけてくる。利用者側からするとそれに矛盾を感じる。) ②社会関係の欠損 (みんな分業している中で排除されていく。) ③社会制度の欠如 (専門性分業化して利用者の立場を無視してくる。)
1. 救貧事業段階 2. 保護事業の段階	・劣等処遇の原則 (生理的生存維持までの保障) ・回復的処遇の原則 (貧困に陥った原因を治療し回復させる) 分類保護の原則 (貧乏になった原因を見つけるための診断的分類) 単一保護行政の原則 (一般国民から区別して医療, 教育, 労働, 住宅など単一行政機関で行う)
3. 福祉国家の段階	・普遍的処遇の原則

岡村重夫の考え方をおおまかに説明すると、①人間は社会生活を営む存在であること、②社会生活は人間のもつニーズとそれに対応する社会制度との間に関係 (社会関係) を取り結ぶことによって成立していること、③社会関係は、社会制度が個人に課する要件 (客観的側面) と、その要件を充足しようとする個人の側の要件 (主体的側面) によって成り立っていること、④個人の生活問題は、さまざまな理由により社会関係を取り結ぶことができないことから生ずること、⑤社会福祉は社会関係の主体的側面にたつて、社会関係が取り結べない要因を除去したり緩和したりするものであること、岡村重夫の考え方の特徴 (専門性あるいは固有性) は、この社会関係の主体的側面にたつた援助、あるいはそのような人間観という点にある。

三浦文夫 . . . 三浦の「福祉コミュニティ」: 要支援者への援助のためのサービスネットワークづくり、環境整備、住民の意識変容という要素を重視し、そのために特定地域を基盤に計画された機能的コミュニティ。

社会福祉におけるニーズを貨幣的ニードと非貨幣的ニードの2つに分け、非貨幣的ニードに対応する地域福祉を基盤としたサービス供給システムの理論化。

右田紀久恵 . . . 地域福祉論の構成要件は、①基本的要件 (地域で生活を成り立たせる基本的なもの)、②サービス構成要件 (個別的対応としての)、③運営要件 (①と②を関係づけるもの) である。

永田幹夫・・・「地域福祉組織論」(1981年)

(在宅福祉志向) ①在宅福祉サービス(対人福祉サービス)、②環境改善サービス(生活・居住条件の改善)、③組織活動(コミュニティワークの方法技術)

牧里每治・・・牧里の「福祉コミュニティ」:要援護者の福祉追求を中心とした公私のサービスネットワークづくりと住民の福祉意識・態度の醸成という要素、および、福祉追求の中身について、当事者のニーズを代弁し、サービスの充実・開発を要求する圧力団体的要素をもつ機能。岡村と三浦の折衷した考え方。

地域福祉の2つのアプローチ論:構造的アプローチと機能的アプローチ

- 地域福祉
- 1. 構造的アプローチ・・・地域福祉を貧困や生活問題への制度的対策とする。
 - ①政策制度的アプローチ(右田紀久恵)
行政責任としての地域福祉政策の視座
 - ②運動論的アプローチ(真田是)
地域福祉政策は住民の要求や運動いかんにより、その善し悪しが規定される
 - 2. 機能的アプローチ・・・地域福祉の対象を要援護者に絞り、構成要件によって地域福祉を体系化する。
 - ①主体論的アプローチ(岡村重夫)
住民の共同性や地域の主体性強調
 - ②資源論的アプローチ(永田幹夫、三浦文夫)
福祉ニーズに対応する社会資源を地域に用意して供給することを強調

大橋謙策・・・社会資源の活用
(住民の主体形成と参加志向) 社会福祉制度の確立
福祉教育の展開 } 総合的な活動。福祉サービス利用者の地域自立生活支援を軸に据え

岡本栄一・・・4つの志向軸による類型化

- ①地域主体志向(岡村重夫、阿部志郎)
- ②在宅福祉志向(永田幹夫、三浦文夫)
- ③政策制度志向(右田紀久恵、真田是、井岡勉)
- ④住民の主体形成参加志向(大橋謙策、渡辺洋一)

まとめ

- 構造的アプローチと機能的アプローチ・・・牧里每治
- 政策制度的アプローチ・・・右田紀久恵・井岡勉
- 運動論的アプローチ・・・真田是
- 主体論的アプローチ・・・岡村重夫
- 資源論的アプローチ・・・永田幹夫・三浦文夫

- ・地域コミュニティ型組織：活動の共同性や共属感情によって構成される。（町内会、自治会など）
- ・アソシエーション型組織：特定の目的を達成するための活動を展開。活動に関心をもつ人々によって構成。（ボランティア団体、市民活動団体、住民参加型団体など）

範囲

★地域福祉における圏域・区の範囲

圏域・区	範囲	目的	根拠	年号
老人保健福祉圏域	都道府県ごとに設定。市町村の区域を超える範囲	地域ケア体制の整備の推進	地域ケア体制の設備指針	—
		高齢者保健福祉サービスを効果的合理的に進めるため。	都道府県介護保険事業支援計画	—
日常生活圏域	地理的条件、人口、交通事情、施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める。		市町村介護保険事業計画	—
	市町村から小地域	在宅（非専門的）ケアの配置	在宅福祉サービスの戦略	1979
利用圏域	複数の市町村	専門的ケアの配置		
地域福祉圏域	福祉サービスの供給範囲		地域福祉計画の策定指針	2002
福祉区	住民参加の体制を組む単位			
福祉圏域	1層：自治会町内会の班 2層：自治会町内会 3層：学区・校区 4層：市町村の支所 5層：市町村全域		地域福祉のあり方研究会報告書	2008
地域自治区	地域の住民の意見を反映させるため設置する自治・行政行為。地域福祉に関する事項は市町村長に意見を言う権利（具申権）がある。市町村合併特例法で出来た（市町村に地域自治区を置く場合、全域に置かなければならない）		地方自治法	2004
医療圏	1次	市町村	日常的な医療が提供される区域	—
	2次	複数の市町村	専門性がある医療の提供が求められる	医療法
	3次	都道府県	最先端医療の確保が図られる	—

人物とキーワード

- ・岡村重夫：一般地域組織化、福祉組織化、主体的側面、社会関係
- ・三浦文夫：貨幣的ニード、非貨幣的ニード
- ・右田紀久恵：政策、自治型
- ・真田是：政策、運動的アプローチ
- ・永田幹夫：在宅福祉サービス
- ・大橋謙策：住民参加、社会資源の活用
- ・奥田道大：コミュニティモデル（コミュニティ論）
- ・マレー・ロス：コミュニティオーガニゼーション、社会福祉協議会

- ・ロスマン：小地域開発、ソーシャルアクション
 - ・昭和 54 年に全国社会福祉協議会は、『在宅福祉サービスの戦略』で、在宅ケア（非専門的ケア）は市町村から小地域までの範囲の日常生活圏域ごとに、専門的ケアは複数の市町村にまたがる広域の範囲の利用圏域ごとに配置することを提唱した。
 - ・平成 14 年に厚生労働省は市町村地域福祉計画の策定において福祉サービスの供給地域（地域福祉圏域）、住民参加に体制を組む単位（福祉区）
 - ・平成 20 年「地域福祉のあり方研究会報告書」（全社協）で福祉圏域の重層的な設定。
 - ・平成 2 年「老人保健福祉計画」の策定義務づけられ、老人保健福祉圏域が設定。

- ・地域福祉の理念
 - ・人権尊重：国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）「人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤」
社会福祉士の倫理綱領「人間の尊厳の尊重と社会正義の実現に貢献する」
 - ・権利擁護（アドボカシー）：自分で自分の権利を主張できない人に代わって、人権と生活を擁護し、ニーズを充足するための弁護活動をいう。
 - ・ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）：ヨーロッパ諸国において、社会福祉の再編にあたって基調とされた理念であり、社会から阻害されがちな人々を排除せず、社会の構成員として包み込む、共同社会を目指す考え方。
 - ・自立支援：サービス利用者の自立能力を適切に判断し、阻害に対しては援助を、能力については活用を図ること。
 - ・地域自立生活支援：3 要素で構成。
 - ①自立生活支援（自己決定・選択する地域生活主体であることの支援）
 - ②地域生活支援（市民生活を営むにあたり、障害があるがゆえに必要な支援）
 - ③地域（共感力）支援（互いの支援の必要性和可能性を共感し合える地域づくり）
 - ・地域移行：障害者分野を中心に、入所施設においても脱施設化や入所者の退所援助し、施設入所から地域生活への移行を推進。
 - ・「地域福祉のあり方研究会報告書」（2008 年）：新たな地域福祉の役割 3 点
 - ①現行の仕組みでは対応しきれない生活課題に対応する役割
 - ②住民と行政の協働による「新たな支え合い」（共助）を確立する役割
 - ③地域社会再生の軸としての役割
 - ・ユニバーサル・デザイン：メイス。障壁を解消するというバリアフリーより進んだ考え方。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

・地域福祉の発展過程

・イギリス、アメリカにおける地域福祉政策の主な展開

年	名称	概要
1869 1877	慈善組織協会 (COS) (英) 慈善組織協会 (COS) (米)	慈善的救済の組織化と貧困の発生の抑制を目的とした救貧組織として、イギリスではロンドンに、アメリカではニューヨーク州バッファローに設立された。
1884 1889	トインビーホール (英) ハル・ハウス (米)	セツルメント運動 (貧困問題の解消のために、大学生や教員、社会事業家等が集まって行われた地域の改良活動) の拠点として、イギリスではバーネット夫妻によってロンドン東地区にトインビーホールが、アメリカでは J. アダムスによってシカゴにハル・ハウスが設立された。
1939	レイン報告 (米)	全米社会事業会議において採択された。コミュニティ・オーガニゼーションの基本的な体系をまとめ、その目標を「資源とニーズを調整すること」とした。
1942	ベヴァリッジ報告 (英)	「社会保険と関連サービス」と題する報告書。社会保険を中核とする社会保険制度を体系化。戦後社会保障の基礎となった。
1968	シーボーム報告 (英)	「地方自治体と関連する対人福祉サービスに関する委員会報告」と題する報告書。地方自治体における社会サービス部局の再構成と対人福祉サービスにおけるソーシャルワークを設立。「地方自治体社会サービス法」(1970年)の成立へ。
1978	ウルフェンデン報告 (英)	「ボランティア組織の将来」と題する報告書。社会サービスのシステムを、公的サービスのほかインフォーマルな支援ネットワークなど多様な供給主体によるとする福祉多元主義として確認。
1982	パークレイ報告 (英)	ソーシャルワーカーの役割と任務、実際の活動についての報告。コミュニティ・ソーシャルワークの概念、展開方法、役割等について言及。
1988	グリフィス報告 (英)	「コミュニティケア行動計画のための指針」と題する報告書。コミュニティケアにおける財政責任とマネジメント責任。「国民保健サービス及びコミュニティケア法」(1990年)の成立へ。
1988	ワグナー報告 (英)	「入所施設ケアー積極的選択」と題して刊行。コミュニティケアが求められるなかでも入所施設のあり方を積極的に探究。
1990	国民保健サービス及びコミュニティケア法 (英)	権限や財源の地方自治体への一元化や計画策定の義務化、ケアマネジメントや苦情処理手続きの導入等が規定された。この方を基盤として「コミュニティケア改善」が行われた。

・我が国における地域福祉政策の初期

1891 (明治 24) 岡山博愛会：アメリカの宣教師 A.P. アダムスによるセツルメント運動の拠点として設立

- 1897（明治 30） キングスレー館：キリスト教社会主義に基づくセツルメント活動の拠点として、片山潜によって設立。
- 1908（明治 41） 中央慈善協会：中央慈善協会は、慈善救済活動についての調査や団体相互の連絡、行政との調整等を行う団体として設立。
- 1951（昭和 26） 中央社会福祉協議会：中央社会福祉協議会は、現在の全国社会福祉協議会の前身となる組織。

- ・マレー・ロス・・・コミュニティ・オーガニゼーション理論：我が国の社会福祉協議会を中心とする地域福祉活動に多大な影響を与えた。
- ・ロスマン・・・3つのモデル①小地域開発モデル、②社会計画モデル、③ソーシャルアクション・モデル
- ・ボランティアセクター：公的な領域と私的な領域との中間に位置する公共的領域での自発的で自律的なボランティア活動の総体。

②福祉コミュニティ論、在宅福祉サービス論、ボランティア

③市民活動論・共生社会

- ・地域福祉における住民参加の意義
 - ・地域福祉推進には住民参加することによって当事者や住民の論理に基づいた社会福祉の展開ができる。
 - ・住民の役割①当事者をエンパワメントし、地域ケアを進める、②生活者視点の基づいたネットワークを促進する、③生活に必要なサービスの質を高め創出する、④当事者を中核とした社会変革を進める、⑤住民自治とローカルガバナンスを促進させる
- ・テーマ型コミュニティ：2005（平成 17）年に国民生活審議会総合企画が発表された報告書「コミュニティ再興と市民活動の展開」において示されたコミュニティの類型の一つである。特定の目的のために有志が集まり結成されるコミュニティであり、アソシエーションと共通する点が多い。また、同報告書では、地縁組織といった地理的な境界に基づき組織されたコミュニティをエリア型コミュニティと呼んでいる。
- ・地域福祉におけるアウトリーチの意義
 - ・アウトリーチ：専門職などが積極的に住民が生活する地域に出向くこと。

2）地域福祉の歴史（前述の地域福祉の発展過程）

- ①セツルメント、COS（慈善組織協会）、社会事業、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、共同募金、在宅福祉、施設の社会化、地方分権、社会福祉基礎構造改革、地域自立生活、地域包括ケア、地域共生社会

3) 地域福祉の動向

①コミュニティソーシャルワーク、コミュニティサービス、地域再生、ケアリングコミュニティ

・地域福祉の主体と対象

1) 地域福祉の主体

- ・地域福祉を推進する3主体（社会福祉法第4条）

：①地域住民

②社会福祉を目的とする事業を営業者

③社会福祉に関する活動を行う者

- ・「地域福祉のあり方研究会報告書」では、市町村は「住民の福祉を最終的に担保する主体」

2) 地域福祉の対象

- ・「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書（2000（平成12）年）：従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としてきたが、現代においては、「心身の障害・不安」「社会的排除や摩擦」「社会的孤立や孤独」などの問題が重複・複合化している。それは経済環境の急速な変化、家族の縮小、都市環境の変化、価値観のゆらぎなどにより、ともに支え合う機能が脆弱化したことが背景。

- ・「地域福祉のあり方研究会報告書」（2008年）：

重点対応①制度では拾いきれないニーズや制度の谷間にある者への対応

②問題解決能力が不十分で、公的サービスがうまく使えない人への対応

③公的な福祉サービスの総合的な対応の不十分さから生まれる問題

④社会的排除や低所得の問題

⑤知的障害者や精神障害者の施設・病院からの地域移行要請への対応

3) 社会福祉法

- ・第1条：目的「地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図る」

地域福祉は社会福祉法で明確化され、地域福祉は社会福祉の共通の、基本的展開

- ・第3条：福祉サービスの基本的理念について個人の尊厳の保持と自立支援。

- ・第4条：推進主体の明確化として①地域住民

②社会福祉を目的とする事業を営業者

③社会福祉に関する活動を行う者

主体は相互に協力。地域福祉の推進に努める。

：具体的方策として、市町村地域福祉計画と都道府県地域福祉支援計画

- ・第7条：地方社会福祉審議会について「社会福祉に関する事項（児童及び精神に関する事項を除く）を調査審議するため、都道府県並びに指定都市及び中核市に社会福祉に関する協議会その他の合議制の機関を置くもの」とし、知事等の諮問に答え意見を具申。

・社会福祉法人

- ・特許主義，許可主義，認可主義，認証主義，準則主義＝国家の干渉度

認可主義：申請し、必要な要件を満たしていたら認める（社会福祉法人，医療法人，学校法人，農協，健保組合）

認証主義：法律で定められた文書の記載が正当な手続きによってなされていることを公の機関が確認すれば設立される。(NPO法人、宗教法人)

準則主義：要件を満たしていれば当然法人になる。申請もいらない。(株式会社、一般社団法人、一般財団法人)

・社会福祉法人制度

①要件

- ・法的根拠－1951年社会福祉事業法第22条（2000年以降社会福祉法）
- ・目的・内容－社会福祉事業を行なうことを目的として設立された法人
- ・法人格取得方法－認可主義
- ・土地建物等の資産を備えなければならない。
- ・所轄庁－都道府県知事（主たる事務所が市または特別区の区域にあり、その事業がその区域を超えないものは市または特別区の長に権限委譲、H25.4から）、2つ以上またがるときは厚生労働大臣
都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ（2016.3改正社会福祉法）。
- ・成立－財産目録を作成し登記すること 役員は配偶者及び三親等内は1／2を超えてはならない
- ・理事会－業務執行の決定機関、必置。6名以上。任期2年以内
- ・監事－職務執行や財産状況をチェック、必置。2名以上。一定規模以上の法人に会計監査人による監査を義務付け。
- ・評議員会－法人運営に関する重要事項（理事、監事、会計監査人の選任）の議決機関、必置（2016.3改正社会福祉法、2017.4施行）。

②規制

- ・事業を廃止した場合の残余財産は、ほかの社会福祉事業を行う者または国庫に帰属。事業を実施するために供された財産はその法人の所有となり、個人の持分は認められない。
- ・社会福祉法人は「社会福祉事業」、公益を目的とする「公益事業」、公益事業の経営にあてる目的で「収益事業」を行うことができる（社会福祉法人の3事業）。収益事業からの収益は社会福祉事業または一部の公益事業のみに充当。
- ・法令、法令に基づく処分、定款への違反、またはその運営が著しく適正を欠く場合には、所轄庁（都道府県知事等）から措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令を受ける。
- ・会計において決算財務諸表を含む法人の現況報告書を所轄庁へ提出する。財務諸表や役員報酬基準・現況報告書の公表の義務、閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大（2016.3改正社会福祉法）。
- ・配当を禁止する。
- ・再投資可能な財産が残った場合は社会福祉充実計画を策定し、既存事業の拡充や新たな取組みに有効活用するための計画作成の義務（財務の不祥事の未然防止）（2016.3改正社会福祉法）。
- ・社会福祉法人に公益活動を実施する責務として、支援が必要な人に無料または低額で福祉サービスを提供する責務を規定（努力）（2016.3改正社会福祉法）。

③優遇措置

- ・施設整備に対し補助金あり

- ・法人税、事業税、市町村・都道府県民税が非課税。消費税と固定資産税は原則非課税。寄附税制等について税制上の優遇。「収益事業」は課税。
- ・社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度あり。

④社会福祉法人以外の者がおこなう社会福祉施設について

第1種社会福祉事業・・・都道府県知事－許可－公共性高い（主に入所施設）－事業開始1月前許可

第2種社会福祉事業・・・都道府県知事－届出－比較的小さい（在宅サービス）－事業開始後1月以内

⑤「定款」は法人の目的や理念、権限などの基本的規則を定めたもの。定款は法人にとっての「憲法」

- ・独立行政法人福祉医療機構：社会福祉法人に資金を融資。基金の助成の対象は社会福祉法人、NPO 法人、人格のない任意団体等で助成事業体制のできているもの。

4) 地域福祉の推進主体

①地方自治体

- ・行政組織と民間組織の役割と実際

地方自治体

- ・三位一体改革：①国から地方への補助負担金などを削減する、②地方交付税を抑制する、③国から地方への税源移譲の3つの改革

- ・地域自治区：平成7年から平成17年の市町村合併特例法により合併広域化した。

市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるために条例によって定めた区域。

地域福祉計画

計画名称	地域福祉計画
法根拠	社会福祉法
計画期間	努力義務、平成30年4月～
概要	市町村、都道府県が主体的に作成する計画
市町村地域福祉計画	①地域における福祉サービスの適切な利用の促進 ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ③地域福祉に関する活動への住民参加の促進
都道府県地域福祉支援計画	①市町村の地域福祉促進支援基本方針 ②社会福祉を目的とする事業従事者確保、資質向上 ③福祉サービスの利用促進や社会福祉事業の基盤整備
国計画	なし
地域福祉活動計画	市町村社会福祉協議会が策定。民間の福祉活動推進のための自発的な計画 施策に基づくサービスの展開、施策化されたもの以外の独自のサービスの展開

・住民等の意見の反映

市町村地域福祉計画	<u>あらかじめ</u> 、住民、福祉関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう <u>努める</u> 。その内容を公表するよう <u>努めるものとする</u> 。
都道府県地域福祉支援計画	あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表すること。

計画策定指針のあり方：住民参加の必要性、共に生きる社会づくり、男女共同参画、福祉文化の創造、基本目標として、生活課題達成への住民等の積極的参加、利用者主体のサービスの実現、サービスの総合化の確立、生活関連分野との連携。

②NPO、市民活動組織、中間支援組織

特定非営利活動法人制度（NPO）

・特定非営利活動法人設立の要件

1. 営利を目的としないこと（利益があってもそれを構成員で配分せず、また解散時にはその財産を国などに寄附する）。
2. 社員（総会で議決権をもつ正会員のこと）の資格の喪失（入会したり退会すること）に関して、不当な条件を付さないこと。
3. 10人以上の社員がいること。
4. 役員として3人以上の理事と1人以上の監事がいること。理事のうち一人が代表し、その業務を総理するときは、その理事だけの登記でよい。
5. 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。
6. 宗教活動や政治活動を主たる目的としないこと。
7. 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的としないこと。
8. 暴力団でないこと、暴力団または暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

- ・特定非営利活動法人の場合、毎年1回、事業報告書、決算書、役員名簿等の書類を諸轄庁に提出するとともに、社員や利害関係人に対して、いつでも閲覧できるよう主・従の事務所内に設置しておくことが義務づけられている。
- ・認証主義により法人格を取得。
- ・特定非営利活動の範囲を20分野に限定。「観光の振興」「農山漁村地域振興」「都道府県条例で定める活動」の3分野が追加され（平成23年法律第70号）現在、計20分野に限定。
- ・最高議決機関は、社員からなる社員総会。
- ・非営利の事業は原則非課税。法人税・事業税は、収益事業に該当するものは課税。道府県民税・市町村民税・固定資産税は課税。社会福祉法人のような税制優遇措置はない。
- ・所轄は都道府県知事または指定都市の長
- ・認定特定非営利活動法人は税法上の措置（施行日平成24年4月1日）が認められた。認定するのは都道府県知事や政令指定都市の長、公共性があると認められた認定NPOは、寄附者に対する税制上の優遇措置や認定NPO法人が収益事業資産から特定非営利活動事業への支出金を寄附金とみなす「みなし寄附金制度」の適用といった措置が受けられる。

公益法人制度（平成 20 年施行）

- ・「一般社団法人」「一般財団法人」を法定化。許可主義廃止。登記のみで設立する準則主義。
- ・「公益社団法人」「公益財団法人」・「一般社団法人」「一般財団法人」の中から公益性を認定（合議制機関の意見を踏まえ内閣総理大臣または知事が認定）し税制上優遇する二段階方式。
- ・一般社団法人は社員 2 名以上で設立。一般財団法人は純資産 300 万円以上で設立可。理事の任期 2 年。監事の任期 4 年。
- ・中間法人を廃止して一般社団法人へ移行（農協など協同組合が中間法人だった）公益的な団体も、一般社団法人、一般財団法人の法人格を取得することが可能となった。NPO の設立より簡易なため一般社団法人、一般財団法人の設立が増えている。

生活協同組合

- ・地域生協、職域生協、学校生協、大学生協、医療生協、共済生協など
市民が主体で生活に密着した事業を行うために組合結成。生活用品共同仕入れ、医療・介護サービスなどの事業。

農業協同組合

- ・農業者が主体で農業の振興、生活の向上、様々な事業を行うために組合結成。農産物の販売、加工、運送。農業資材の購買、農業施設や機械の共同利用。共済事業、医療事業、地域社会づくりの活動。
- ・ワーカーズコレクティブ：生協、農協などの協同組合。働く人が資本と労働を持ち寄って自主運営する協同組合。

③町内会、自治会等地縁組織

自治会

- ・自治会や町内会：その地区の生活を住民が管理・運営する組織。防犯、防災、子育て、高齢介護など地域の課題に対応

地方自治法第 260 条の 2 で「地縁による団体」と規定され、地方公共団体の長の認可を受けて法人格を取得し、団体名義で不動産登記等を行うことができるようになった。さらに、旧中間法人法に基づき、中間法人としての法人格を取得する例もあった。

「自治会は強制加入団体ではなく、退会は自由である」

その他

- ・講：宗教上・経済上その他の目的のもとに集まった人々が結んだ社会集団。この講集団は機能の側面から宗教的講，経済的講，社会的講の 3 種に大別される。
- ・頼母子講：金銭の融通を目的とする民間互助組織。一定の期日に構成員が掛け金を出し、くじや入札で決めた当選者に一定の金額を給付し、全構成員に行き渡ったとき解散する。鎌倉時代に始まり、江戸時代に流行。頼母子。無尽講。講→無尽→相互銀行→普通銀行
- ・モヤイ：共同して事をする事。

④民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司

民生委員・児童委員

・(歴史)

大正 6年「済世顧問制度」岡山県で笹井信一が創設

大正 7年「方面員制度」大阪府で小河滋次郎が創設

昭和 11年「方面委員令」

昭和 21年 方面委員を民生委員に改称

昭和 22年 民生委員は児童委員を兼務

昭和 23年 民生委員法制定

昭和 28年 福祉行政機関の補助機関から民生委員を協力機関に格上げ

平成 5年 主任児童委員制度・・・児童福祉問題を専門に担当

平成 13年 主任児童委員制度を法定化(児童福祉法改正)・・・主任児童委員は児童福祉機関と児童委員との連絡調整、児童委員の活動支援を担当

・民生委員の職務内容(平成12年改正):

- ①住民生活の状態把握
- ②要援助者に対し自立した日常生活のための相談、助言、援助
- ③要援助者に対し福祉サービスの情報提供、その他援助
- ④社会福祉事業者や活動者と密接、連携、活動支援する
- ⑤福祉事務所、その他の行政機関の業務に協力
- ⑥住民の福祉増進を図るための活動

「制度創設90周年活動強化方策指針」(平成19年):

- ①安心して住み続けることができる地域社会づくりへの貢献
- ②地域社会での孤立・孤独をなくす運動の提案・行動
- ③児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組み
- ④多くの福祉課題を抱える生活困難家庭と地域社会とのつなぎ役
- ⑤災害時の要援護者の安否確認

・民生委員・児童委員の選任

民生委員推薦会(市町村)選考→地方社会福祉審議会の意見→都道府県知事→厚生労働大臣に推薦→厚生労働大臣が委嘱。任期は3年間。

・民生委員推薦会:市町村議会議員、民生委員、社会福祉事業実施関係者、社会福祉関係団体代表者、教育関係者、関係行政機関職員、学識経験者、それぞれ2名以内を市町村長が委嘱する。

・民生委員:民間人。民生委員は給与を支給しない無償ボランティア。全国で22万8728人(平成24年)。非常勤特別職の地方公務員と位置付け。市町村の各区域におかれる。担当区域または事項を定めて職務を行なう。民生委員の定数は都道府県知事が市町村長の意見を聴いて定める。民生委員は秘密を守る義務あり。相談内容では、「高齢者に関すること」が最も多い。順に「子どもに関すること」「障害者に関すること」となっている。配置基準は政令都市等は220~440世帯ごと、中核市及び人口10万人以上の市は170~360世帯ごと、

- 人口 10 万人未満の市は 120～280 世帯ごと、町村は 70～200 世帯ごとに 1 人を配置する。
- ・民生委員協議会：民生委員は地域ごとに協議会を組織。会長を互選により 1 名選出。関係各庁に具申する。

⑤当事者団体

ボランティア組織

- ・ボランティア活動の原則：自主性・自発性・社会性・公共性・創造性・開拓性。
- ・「福祉活動参加指針」（1993）：幼少期からの福祉活動や、生涯福祉教育、ボランティア活動を推進するための意識の啓発・普及。
- ・「ボランティア活動の中長期的な振興方策について」：ボランティア養成等事業、ボランティアコーディネーターの配置。
- ・「ボランティア活動推進 7 カ年プラン」 第一次プラン：国民の過半数が自発的に福祉活動に参加する参加社会の実現を目標
- ・防災とボランティアの日：毎年 1 月 17 日 2014 年 900 万人（全国社会福祉協議会資料）
- ・防災とボランティア週間：毎年 1 月 15 日～21 日
- ・2001 年第二次プラン：「社協ボランティア・市民活動センター強化・発展の指針」が策定された。
 - ①市民の主体的な力量の形成、②身近で楽しく、力強い活動とイメージづくり、③協働促進のためのルールと仕組みづくり、④寄附文化と社会貢献マーケットの形成である。
- ・制度的ボランティア：民生委員、保護司、里親、身体障害者相談員、知的障害者相談員などは行政による委嘱

⑥社会福祉協議会

社会福祉協議会

- ・歴史：1908（明治 41）年 中央慈善協会
1951（昭和 26）年 「中央社会福祉協議会」現全社協、都道府県社協のみ
（日本社会事業協会、全日本民生委員連盟、同胞援護会）の合併
- ・役割：地域福祉推進の中核
- ・構成：社会福祉施設、民生委員・児童委員、住民組織、福祉団体などの参加。関係行政庁の職員は役員の総数の 5 分の 1 を超えてはならない。
- ・都道府県社協と市町村社協は「福祉サービス利用援助事業」に関する実施、普及、啓発を協力して行う。
- ・市町村社協は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、区域を越えて活動することができる。
- ・社会福祉協議会は社会福祉事業を運営する者または社会福祉に関する活動を行う者から参加の申し出があったときは、正当な理由がなければ拒んではならない。
- ・社協の事業：日常生活自立支援事業、「運営適正化委員会」設置・・・（都道府県社会福祉協議会に置く）福祉サービス第三者評価事業、介護サービス情報の公表事業、地域密着型サービス外部評価

	福祉サービス第三者評価事業	地域密着型サービス外部評価	介護サービス情報の公表
法的根拠	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成26年4月1日雇児発0401第12号・社援発0401第33号・老発0401第11号）	『指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準』第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」（平成18年10月17日老計発第1017001号）	「利用者による介護サービス（事業者）の適切な選択に資する『介護サービスの情報の公表』（情報開示の標準化）について報告書」（平成17年3月シルバーサービス振興会）を受けて2006（平成18）年に介護保険法115条の35規定となる。
対象サービス	原則すべて福祉サービス事業所（高齢・児童・障害・保護等の各施設）	認知症高齢者グループホーム、地域密着型多機能施設	介護保険法にもとづく指定事業者
受審の必要性	社会的養護施設（児童養護施設・乳児院・母子生活支援施設・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設）は平成24年度から3年に1度の受審が義務化されている。その他の施設は、任意である（ただし措置費の弾力運用が認められる場合、要件の一つとなっている）。	事業所自らが実施する「自己評価」と評価機関が実施する「外部評価」からなり、原則として少なくとも年に1回は実施することが事業者には義務づけられている。	2012（平成24）年までは、毎年1回の受審義務であったが、現在は都道府県知事が調査の必要があると認める場合に、調査を行うこととなっている。
評価項目	I. 福祉サービスの基本方針と組織、II. 組織の運営管理、III. 適切な福祉サービスの実施の三つの評価対象があり、それぞれに評価分類・評価項目・評価細目といった枠組みが構成されている。各施設共通となる評価細目45項目と、種別ごとの評価項目を施設の自己評価と第三者による評価で評価する。評価結果は評価項目ごとに3段階（a・b・c）で公表される。	I. 理念に基づく運営、II. 安心と信頼に向けた関係づくりと支援、III. その人らしい暮らしを続けるためのケアマネジメント、IV. その人らしい暮らしを続けるための日々の支援、V. アウトカム項目の五つの大きな項目がある。小項目として自己評価項目68項目と外部評価項目20項目がある。	基本情報と運営情報の評価項目に分けられる。基本情報は、福祉サービス事業所の基本的な事実情報であり、サービス機関が報告した内容をそのまま公表するものである。運営情報は、福祉サービス事業所が報告した情報について、事実の確認を訪問調査時に行い、結果を公表するものである。

- ・生活福祉資金：民生委員を通じて市町村社会福祉協議会経由、都道府県社会福祉協議会に提出。実施主体は都道府県社会福祉協議会であるが、市町村社会福祉協議会に貸し付け業務の委託。
- ・日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業 2006年度まで）＝福祉サービス利用援助事業：第2種社会福祉事業として、福祉サービスなどの利用援助（利用時と申込、契約の立会・代行）、金銭管理サービス（預貯金の出し入れ、公共料金等の支払い）、預かりサービス（預金通帳、有価証券、証書など）具体的な支援内容は、判断能力の不十分な認知症高齢者や知的・精神障害者等の生活問題に関する①福祉サービス利用援助、②日常生活金銭管理、③書類預かりサービス、の三つを事業の柱としている。

実施主体 → 都道府県・指定都市社会福祉協議会
→ 委託（市町村社会福祉協議会）
社会福祉法人・NPO法人にも委託可

担当職員、専門員（相談員）、生活支援員

利用者数（平成19年度）25522人

認知症高齢者等 56.4%

知的障害者等 19.1%

精神障害者等 18.8% その他 5.7%

	市町村社会福祉協議会	都道府県社会福祉協議会
法定化	1983（昭和 58）年	1951（昭和 26）年
構成要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であること ・区域内における社会福祉事業を經營する者の参加 ・区域内における社会福祉に関する活動を行う者の参加 ・区域内における社会福祉事業または更生保護事業を經營する者の過半数の参加（指定都市にあつては、これに加えて地域社会福祉協議会の過半数の参加） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であること ・区域内における市町村社協の過半数の参加 ・区域内における社会福祉事業または更生保護事業を經營する者の過半数の参加
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ①社会福祉事業の企画および実施 ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③社会福祉事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成 ④ ①～③のほか、社会福祉事業の健全な発達を図るために必要な事業 	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村社協が行う事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの ②社会福祉事業に従事する者の養成および研修 ③社会福祉事業の經營に関する指導および助成 ④市町村社協の相互の連絡および事業の調整

- ・小地域福祉社会福祉協議会：日常の生活圏域を単位とした社会福祉協議会である。市区町村をさらに小地域に区分し、多くは小学校区を基本としている。市区町村社会福祉協議会の支部として組織されたり、自治会の福祉部として機能的に推進される場合などもある。いずれも小地域福祉活動の推進を目的に、住民組織や住民個々に呼びかけて組織され、社会福祉法人格はない。

⑦共同募金

- ・第 1 種社会福祉事業
- ・（組織）各都道府県を単位として、社会福祉法人の共同募金会があり、市町村（郡を含む）には各共同募金の内部組織として、支部分会（共同募金委員会）がある。
- ・（歴史）
 - 1913 年 「慈善博愛連盟」・・・アメリカ・オハイオ州クリーブランド商工会議所
 - 1918 年 コミュニティ・チェスト・・・アメリカ・ロチェスター
 - 昭和 22 年 「国民たすけあい共同募金」が厚生省主導で実施。
 - 昭和 26 年 社会事業法により法制化
- ・（特徴）民間性、地域性、計画性、福祉教育性、制度化された募金活動

地域福祉財源としての側面が大きくなっている。

- ・社会福祉法による位置づけ（改正点）
 - ①「地域福祉の推進」
 - ②過半数配分原則の廃止
 - ③配分委員会の設置の義務付け
 - ④寄附金の積み立て可能・・・災害時の備え、区域外も可能
- ・都道府県共同募金会は「災害支援制度」としてNPO ボランティアグループに活動助成。
- ・(募集) 戸別、職域、法人、街頭、興行などで集める。募金総額は減少傾向。
- ・(配分) 配分委員会→住民全般を対象とする活動 45.1%、高齢者福祉 23.9%、障がい児・者福祉 16.1%、児童・青少年福祉 12.1%、災害等準備金積立 2.7%
- ・共同募金をもらった者は、配分を受けた1年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

基金

- ・地域福祉基金：地方交付税交付金の運用により高齢者等の保健・福祉の増進のため、民間団体が行う先導的事業を助成する基金である。
- ・ボランティア基金：公私の財源による。税制上の優遇措置や共同募金の配分などが行われている。
- ・コミュニティ財団：コミュニティでの地域活動・市民活動などを助成する財団。多数の小口の寄付者により1つの財団を形成。例、大阪コミュニティ財団 1991

⑧企業

- ・メセナ：文化と芸術に対する支援する企業の社会貢献活動。
- ・フィランソロピー：医療、福祉、教育などに対する寄付や奉仕といった慈善活動
- ・ソーシャル・ビジネス（社会的企業）：福祉、環境、教育などの社会的課題の解決を目的とする事業体のことをいう。利潤を優先する一般企業とも、無償のサービス提供を基本とするボランティア活動とも異なる特徴をもつ。
- ・マッチング・ギフト：社員と社員が勤務する企業（団体など）が一体となって共同して行う社会貢献のツール（手段・手法）で、従業員の意志で行う寄附に対して会社が同額の寄附を上乗せするシステムである。

5) 地域福祉の主体と形成

①当事者、代弁者、②ボランティア、③市民活動、住民自治、住民主体、④参加と協働、エンパワメント、アドボカシー、⑤福祉教育

・専門職や地域住民の役割と実際

- ・企画指導員：全国社会福祉協議会に配置。
- ・福祉活動指導員：都道府県・指定都市社会福祉協議会に配置。
- ・福祉活動専門員：市区町村社会福祉協議会に配置。

(役割) コミュニティソーシャルワーク (CSW) として地域自立生活支援のケアマネジメント。個別援助のための環境整理、社会資源の開発、近隣関係等の環境醸成、サポートネットワークの形成が役割。社会福祉士または社会福祉主事任用資格が条件。区域内の社会福祉活動の推進方策について調査・企画・連絡調整を行う。広報、指導その他の実践活動の推進。

- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：平成 27 年 4 月の介護保険制度改正により、地域支援事業に位置づけられた事業のなかで配置される。地域において主に高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす。専門研修を受ける。

(役割) 社会資源の把握、サービスの創出や担い手の養成等の資源開発。

関係者との情報共有など連携のためのネットワーク構築。

地域の支援ニーズと取り組むセクターとのマッチング。

市役所の福祉関係部署に配置される。または、大きい自治体では社会福祉法人、NPO等の団体に委託する。日常生活圏域で活動。

- ・生活支援員：障害者福祉施設において日常生活における介護や就労支援事業所で健康管理指導をする。
- ・介護相談員：養成研修を修了し、市町村の登録が条件。利用者から介護サービスに関する要望や苦情などを聞き、サービス提供者や行政等に働きかけを行うボランティアである。
- ・認知症サポーター：養成講座を修了し、認知症に関する正しい知識や理解を身につけた上で認知症患者や家族の支援を行う者。地域住民、金融機関やスーパーマーケットの従業員、小・中・高等学校の生徒など、全国に 700 万人 (H27. 12. 31) を超える認知症サポーターが誕生している。
- ・ボランティアコーディネーター：ボランティアセンターにおいて、ボランティアに支援を求める人と、ボランティアとして活動したい人をつなぐ役割。

2 福祉行財政システム

1) 国の役割

①法定受託事務と自治事務

・福祉行政の実施体制

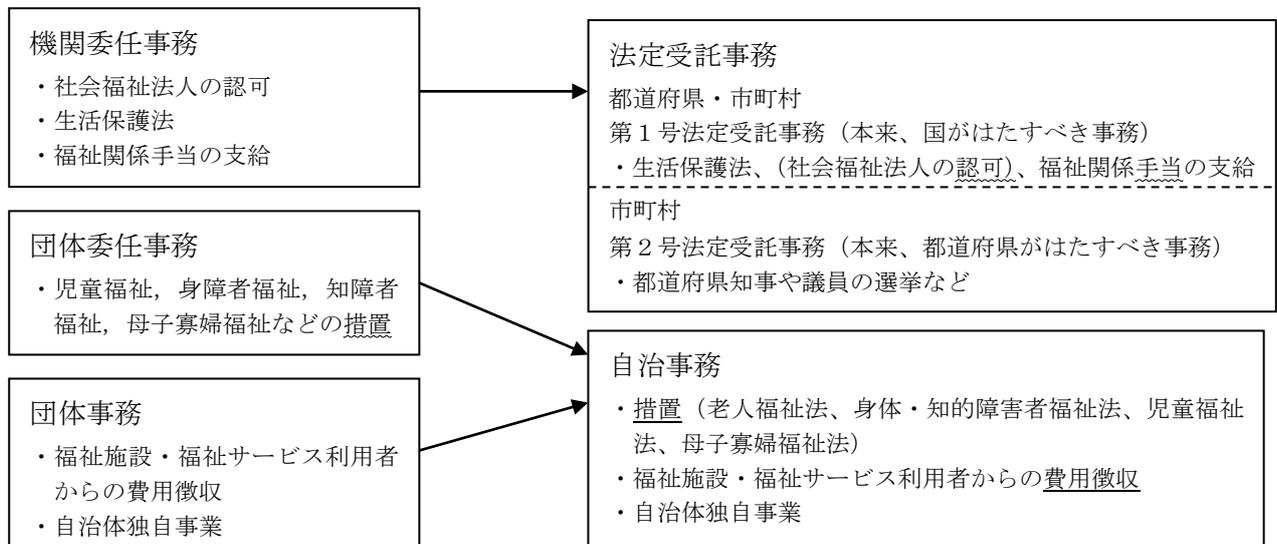
・国の役割

①地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）

1999（2000.4 施行）

制定前（廃止）

制定後



<利用契約制度と措置制度>

社会福祉施設の運営には、利用契約制度と措置制度の二つの体系により費用が支給されている。この内、現在、措置制度により費用が負担されているのは、生活保護関連施設と老人福祉法、児童福祉法、売春防止法に関連する施設の一部である。

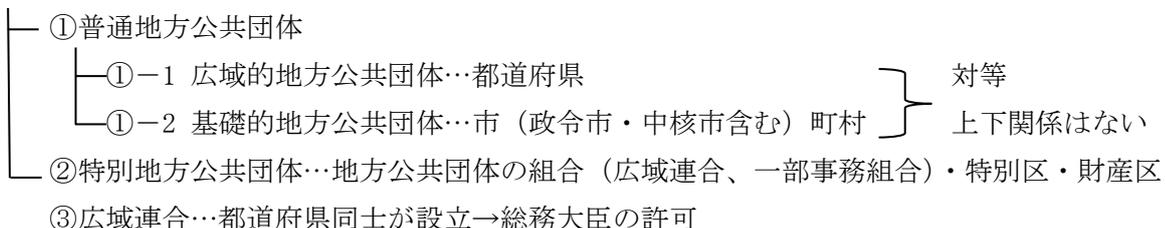
2) 都道府県の役割

①福祉行政の広域的調整、事業者の指導監督

・都道府県の役割

都道府県は、地域住民の基礎的自治体である市町村を包括する広域的地方公共団体

地方公共団体（法人）



市と市、市と特別区など→都道府県知事の許可。

広域計画を作成し、事務の連絡・処理（介護保険・後期高齢者医療など）

※2008.4～ 後期高齢者医療は都道府県区域ごとに市町村で構成する広域連合

- ④一部事務組合…地方公共団体がその事務の一部を共同処理するために設ける一部事務組合。
(消防や水道、ゴミ処理など)

⑤都道府県の主な福祉行政の業務

●「専門性」、「広域性」、「効率性」のある業務を担当

- ・設置義務…福祉事務所、児童相談所、身体障害者・知的障害者更生相談所、
婦人相談所、精神保健福祉センターなど
- ・社会福祉法人（H25.4から市に移譲）や、社会福祉施設の認可、指導・監督
(1つの市内でのみ事業を行う場合は市長が認可。2以上の市町村にわたる場合でも、
主事業所が指定都市内にあれば、指定都市の市長が認可)
- ・社会福祉施設への補助金の交付
- ・介護保険の民間事業者の指定（地域密着型サービス事業者の指定は市町村）

・福祉施設の設備や運営の基準

- ・都道府県は福祉施設等の設備および運営に関する基準を条例で定める。

(地方分権一括法 H23、社会福祉法改正 H25.4 施行)

- 厚生省令の、
- | | |
|---|--|
| { | 基準に従い定める事項…児童福祉施設、指定居宅サービス事業の居室などの床面積、特養 |
| | 基準を標準として定める事項…福祉事務所、養護老人ホーム、指定障害福祉サービス |
| | 基準を参酌し定める事項…「従うべき基準」「標準」以外の基準 |

「従うべき基準」：法の趣旨に照らして必ず適合しなければならない基準

「基準を標準として」：合理的な理由の範囲内で、異なる内容を定めることができる。

「参酌すべき基準」：十分に参酌した結果、その基準と異なる内容を定めることができる

・保健所

- ・地域保健法に基づき、都道府、政令指定都市、中核市及び特別区に設置。
都道府県の設置する保健所は、市町村に対し、広域的調整、技術的助言、研修等を行う。

・審議会

各団体の長からの社会福祉に関する諮問に答え、調査・審議、関係行政庁に意見を具申

- ・地方社会福祉審議会…都道府県・政令市・中核市に設置義務（社会福祉法）
- ・都道府県児童福祉審議会…都道府県に設置義務（児童福祉法）

※ただし、地方社会福祉審議会に児童福祉関係の業務を含んでいる
ところでは設置義務なし

- ・地方精神保健審議会…都道府県に設置することができる（精神保健福祉法）
- ・社会保障審議会…厚生労働省に設置されている

3) 市町村の役割

①サービスの運営主体

②条例

③社会福祉審議

・市町村の役割

「専門性」「広域性」「効率性」に配慮すべきもの以外の業務を担当。

住民のことをよく把握している第一線機関としての位置づけ。

①市町村主義 高齢者，児童，障害者への具体的な福祉行政サービスを行う。

…実情の把握、調査、情報の提供、相談・助言・指導、事業者との調整など

②介護保険制度

- ・市町村および特別区が保険者となる。
- ・老人福祉施設や障害者支援施設等への入所の措置。

(障害児入所施設に入所させる権限は、都道府県・政令市・児童相談所設置市)

③平成の大合併 2004 制定

2012年に推進され、3232市町村から1724市町村(市792、町743、村189) 2020.4現在
過去問)平成の大合併により市の数は減少した ×

④精神保健福祉の市町村の業務

1. 精神障害者やその家族に対する相談・指導、
2. 障害福祉サービスの利用についてあっせん・調整を行い、必要に応じて事業者等への利用の要請

⑤児童福祉の一義的機関である市町村(2004(平成16)年児童福祉法改正により位置づけられた)は、児童や妊産婦に対して、1. 実情の把握、2. 情報の提供、3. 調査・指導・その他、4. 家庭等に対する支援を行う。

4) 国と地方の関係

①地方分権、地方自治、地域主権、地方創生

①三位一体改革(2003骨太): ①国庫補助負担金の削減②地方交付税の抑制③国から地方への税源移譲

②大都市制度: 大都市行政の円滑、権限強化、権限委譲のため設けられた。

- ・特別区 ・政令指定都市(人口50万人以上) 現在20市
- ・中核市(人口30万人以上) →20万人以上に変更
(特例市(人口20万人以上) →廃止)

略(政令市、指定都市)
大阪、京都、堺、神戸等

※特例市制度は2015年4月1日に廃止され、中核市は人口20万人以上に引き下げ。

現在の特例市を「施行時特例市」という。

③地方分権一括法による事務・権限の移譲

2011(平成23)年成立: 第1次

…児童福祉施設・特別養護老人ホーム、障害者支援施設等の設備と運営に関する基準
(厚生労働省令→都道府県の条例で定める)

2016（平成 28）年成立：第 6 次

…地方公共団体が地方版ハローワークを創設できることとなった。

2017（平成 29）年成立：第 7 次

…認定こども園の認定等の事務・権限（都道府県→指定都市）

障害児通所支援事業所・障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する事務・権限
（都道府県→中核市）

2018（平成 30）年成立：第 8 次

…幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限（都道府県→中核市）

2019（令和元）年成立：第 9 次

…介護サービス事業者の業務管理体制の整備について、届出・立入検査等の事務・権限
（都道府県→中核市）

2020（令和 2）年成立：第 10 次

…子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に。

…教育扶助（学校給食費等）を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に。

2021（令和 3）年成立：第 11 次

…地縁による団体について、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、認可を可能に

…小規模多機能型居宅介護の利用定員に関する基準について、「従うべき基準」から「標準」に見直し

④「社会保障・税一体改革」

社会保障の充実・安定化のため財源確保と税制健全化の達成を目指す改革。

①全世代対応型の社会保障制度（年金・医療・介護に、子育て分野を追加 社会保障 4 経費）

②社会保障の安定財源確保

（短時間労働者への雇用、年金、健保適用拡大、国保の都道府県への移行）

③税制抜本改革（消費税率引上げ、マイナンバー制度、給付つき税額控除）

の 3 つの改革。

5) 福祉行政の組織及び専門職の役割

①福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、女性相談支援センター、地域包括支援センター等

②福祉事務所の現業員・査察指導員

③児童福祉司、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、精神保健福祉相談員等

・福祉行政の組織及び団体の役割 ・福祉行政における専門職の役割

相談機関	設置	業務	所員
福祉事務所	<p>都道府県と市は必置 都道府県 206 ヶ所、 市 999 ヶ所、 町村 45 ヶ所 (任意)</p> <p>都道府県福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、(更生措置事務)を扱う(福祉三法)。老人福祉法、身体・知的障害者福祉法の業務の規定がない。</p> <p>市町村福祉事務所は、福祉六法を扱う。精神保健福祉法の業務の規定がない。</p>	<p>都道府県 生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、更生措置事務／老人福祉法(措置事務)、身体障害者・知的障害者福祉法の援護。 生活保護の実施・母子家庭などへの支援に関連する事務・母子福祉資金などの貸付・児童福祉法に規定される助産施設、母子生活支援施設への入所事務・母子家庭等の相談指導</p> <p>市町村 生活保護の実施・特別養護老人ホームへの入所事務・助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所事務・児童扶養手当、障害児福祉手当の事務 日常的な児童家庭相談は家庭児童相談室などで対応</p>	<p>現業員、査察指導員(社会福祉主事)必置 身体障害者福祉司できる 知的障害者福祉司できる</p> <p>現業員の数は、各福祉事務所の被保護世帯の数に応じて条例で定める</p>
身体障害者更生相談所	都道府県は必置 全国で 77 ヶ所	<p>身体障害者の更生援護の利便を図る。 身体障害者更生援護施設入所調整、相談指導 根拠法：身体障害者福祉法</p>	<p>所長(医師，社会福祉事業従事 5 年以上など) 身体障害者福祉司(必置)</p>
知的障害者更生相談所	都道府県は必置 全国で 86 ヶ所	<p>知的障害者の更生援護の利便を図る。 知的障害者援護施設入所調整、相談指導</p>	<p>所長(医師，社会福祉事業従事 5 年以上など) 知的障害者福祉司(必置) ケースワーカー 心理判定員，職能判定員</p>
精神保健福祉センター	都道府県(必置) および政令指定都市 全国で 69 ヶ所	<p>精神保健の向上と精神障害者の福祉の増進を図る。 総合的技術機関，精神医療審査会の事務</p>	<p>精神保健福祉相談員(精神保健福祉士)</p>
児童相談所	都道府県，政令都市は必置 中核都市は任意 全国で 210 ヶ所 併設の一時保護所 136 ヶ所	<p>市町村が行う児童および妊産婦の福祉に関する業務の実施に関しての市町村間の連絡調整，情報提供 専門的な知識や技術を必要とする相談 児童の一時保護、巡回、児童福祉施設入所事務、障害児入所施設等の入所事務、里親委託、児童虐待相談、育児不安等専門的な相談 児童福祉司は所長や市町村長に状況を通知し意見を述べなければならない。 根拠：児童福祉法</p>	<p>所長(医師，社会福祉士など) 児童福祉司(社会福祉士等)(必置) 相談員 精神科医 児童心理司 保健師 弁護士等</p>

婦人相談所	都道府県 必置 全国で47ヶ所	売春防止法に基づき性行または環境に照らして売春をおこなうおそれのある保護更生。要保護女子の一時保護 2024(R6)年4月1日施行で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、女性相談支援センターへ。	婦人相談員 児童指導員
母子家庭等就業・自立支援センター事業	実施主体は都道府県、政令都市、中核都市	就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等。養育費の相談や面会交流に関する支援。 社会福祉法人等に委託できる。	
地域包括支援センター	市町村が設置できる	介護保険法に基づき介護予防事業、虐待防止、早期発見、権利擁護、総合相談支援事業、包括的継続的ケアマネジメント支援。 社会福祉法人等に委託できる。	保健師 主任ケアマネジャー 社会福祉士
児童家庭支援センター	運営主体は地方公共団体、社会福祉法人等	地域の児童福祉に関する問題について、専門的な知識および技術を必要とするものに応じ、必要な助言。市町村からの求めに応じ技術的助言。児童相談所等との連携	相談・支援を担当職員 心理療法を担当職員
社会福祉協議会	運営主体は地方公共団体、社会福祉法人等 全国・都道府県・市区町村	地域福祉の推進①地域福祉活動推進部門（小地域ネットワーク活動、ふれあい・いきいきサロン事業等）、②福祉サービス利用支援部門（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業等）の窓口業務（実施主体は都道府県社会福祉協議会）、③在宅福祉サービス部門（介護保険事業等）等がある。	

〇〇司とは、〇〇〇の福祉に関して職員に技術指導を行う他、相談援助、専門的知識・技術を行う。

<福祉行政機関の整理表>

一般の市で必置なのは福祉事務所だけ

名称	都道府県	市	町村
福祉事務所	必置	必置	任意
身体障害者更生相談所	必置	—	—
知的障害者更生相談所	必置	—	—
精神保健福祉センター	必置	政令市必置。	—
児童相談所	必置	政令市必置。中核市任意。	—
婦人相談所	必置	—	—
保健所	必置	政令・中核 必置	—
市町村保健センター		任意	任意

福祉の専門職の整理表

名称	根拠法	配置機関
社会福祉主事	社会福祉法	都道府県，市，町村（福祉事務所のある）に置く。必置福祉事務所のない町村に置くことができる。 査察指導員及び現業員は、社会福祉主事でなければならない。 現業員の数は社会福祉法に定める数を標準として条例で定める。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法	都道府県知事が委嘱。福祉事務所において寡婦等の相談に応じ、自立に必要な指導・支援を行う。
身体障害者福祉司	身体障害者福祉法	都道府県身体障害者更生相談所に置かなければならない。必置市町村の福祉事務所に置くことができる。 任用要件：社会福祉主事の資格を有し、身体障害者の更生援護等の事 業に2年以上従事した経験を有するもの、医師、社会福祉士など。
知的障害者福祉司	知的障害者福祉法	都道府県知的障害者更生相談所に置かなければならない。必置市町村の福祉事務所に置くことができる。
精神保健福祉相談員	精神保健福祉法	精神保健福祉センター及び保健所その他施設に置くことができる。
児童福祉司	児童福祉法	都道府県児童相談所に置かなければならない。必置
婦人相談員	売春防止法	都道府県知事は委嘱する。市長は委嘱できる。
民生委員・児童委員	民生・児童福祉法	市町村区域に置く（知事推薦，大臣委嘱）。 民生委員は児童委員兼務。辞退不可。 無報酬のボランティア。身分は非常勤特別職の地方公務員。

6) 福祉における財源

①国の財源、地方の財源、保険料財源

・福祉の財源

①消費税…国税7.8%、地方消費税2.2%の合計10%

地方消費税は国に一旦納付後、都道府県に払い込む都道府県税
軽減税率制度導入…飲食料品と新聞を対象に、国税6.24%、地方消費税1.76%の合計8%
消費税（国税分）の使途…年金、医療、介護、子ども・子育て（社会保障4経費）

（社会保障・税一体改革（2012年）により、社会保障3経費+子ども・子育てに拡大）

②社会福祉施設の措置費（運営費・給付費）

- ・措置（運営）費＝事務費（人件費、管理費等）＋事業費（利用者の飲食費等）から構成。
国・都道府県・市町村が制度ごとに定められた分担割合で、施設に直接支払う。
- ・措置制度における利用者の費用負担…利用者または扶養義務者の負担能力に応じて、一部または全額を支払う（応能負担）

・措置費用の負担割合

生活保護法に基づく保護施設 国3/4：地方自治体1/4

児童福祉施設、婦人保護施設 国1/2：地方自治体1/2

老人福祉施設の措置費は平成17年度より市町村が全額負担

③保険料財源

・介護保険

公費 (50%)			保険料 (50%)	
国 (25%)	都道府県 (12.5%)	市町村 (12.5%)	第1号 (23%)	第2号 (27%)

第1号被保険者・・・市町村の区域内に住所を有する65歳以上

第2号被保険者・・・市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満

・包括支援事業については第2号被保険者の保険料の負担はない。

国の公費負担割合

- (1) 4分の3…生活保護、生活困窮者自立支援法の必須事業、障害児福祉手当、特別障害者手当など
- (2) 3分の2…児童手当、生活困窮者自立支援法の就労準備支援事業など
- (3) 2分の1…障害福祉サービス費、施設型給付費、基礎年金など
- (4) 4分の1…介護保険
- (5) 負担なし…養護老人ホームなど

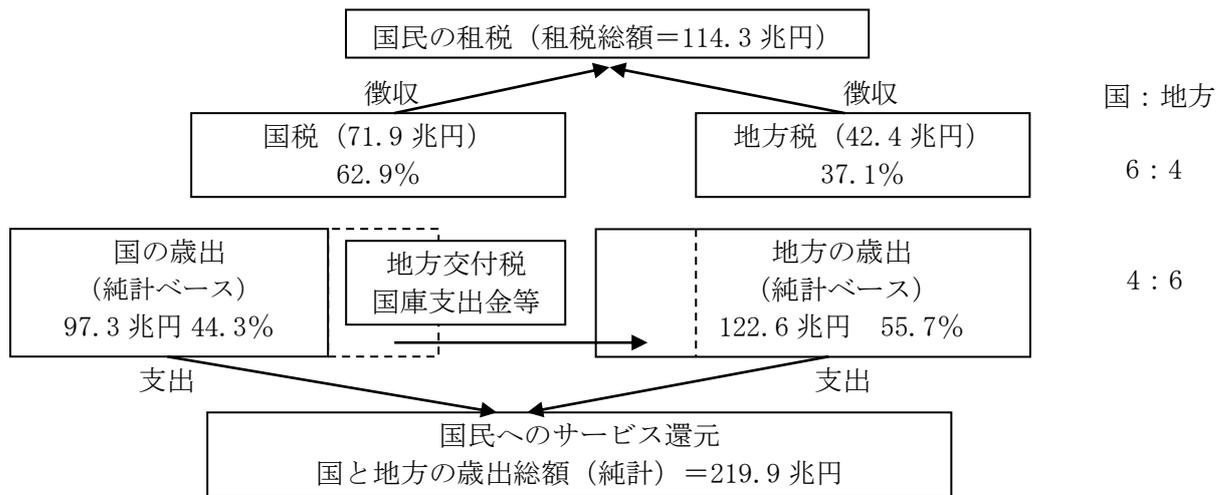
・福祉行政の動向

・福祉行財政の動向

国と地方

- ・1994（平成6）年の「21世紀福祉ビジョン」は、年金・医療・福祉等の給付構造を、それまでの5：4：1の割合から5：3：2程度とすることが必要であると指摘した。
- ・令和3年度の国と地方を通じた財政支出は計219兆8,768億円で、このうち国が97兆3,084億円（44.3%）、地方の支出は122兆5,684億円（55.7%）である。
- ・租税総額114兆2,900億円の内訳は、国税は71兆8,811億円で62.9%、地方税は42兆4,089億円で37.1%（国6：地方4）となっているが、国から地方へ地方交付税等を交付した後の実質的な割合は、国43.3%、地方56.7%となっており、地方間の税財源配分の割合はおおよそ国4：地方6となっている。
- ・令和3年度の国内総生産（支出側）550兆5,304億円のうち、公的支出は148兆6,851円（27.0%）となっている。また、国内総生産（支出側）において国と地方の占める割合は、国：26兆4,070億円（4.8%）地方：64兆4,544億円（11.7%）、となっている。→地方が国の約2.4倍

〈国・地方間の税財源配分（令和3年度）〉



①国の財源

- 歳入 国の財源は、税金、社会保険料収入、公債発行
- 歳出 国の一般会計歳出予算 114.4兆円（2023（R5）年度）のうち、社会保険関係費は 36.9兆円で、一般会計の約3割（32.3%）となり最も割合が大きい。
※一般会計から国債費と地方交付税等を除いた一般歳出においては、50.7%となっている。

①社会保障②国債費③地方交付税交付金等④防衛関係費⑤公共事業⑥文教及び科学振興・・・

↓
社会保障関係費（2023年度予算）の内訳

- ①年金給付費 35.5%②医療 32.9%③生活扶助等社会福祉費 11.7%④介護 10.0%
- ⑤少子化対策費 8.5%、その他保健衛生対策費、雇用労災対策費など

参考

社会保障関係費＝国が社会保障に出している予算

社会保障給付費＝社会保障のために支払われたお金の総額

国民負担率の国際比較（日本は2023年度、日本以外は2020年度）

費用を負担する国民に着目した指標として国民負担率がある。

国民負担率＝国民所得に占める租税負担率＋社会保障負担率のこと

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	フランス
国民負担率	46.8%	32.3%	46.0%	54.0%	54.5%	69.9%
租税	26.4%	23.8%	34.3%	30.3%	49.5%	45.0%
社会保障負担	18.7%	8.5%	11.7%	23.7%	5.1%	24.9%

国民負担率はスウェーデンよりフランスが高い。

②地方の財源（「地方財政白書」R5年版）

●歳入部門

・地方公共団体の財源は、地方税、地方交付税などの一般財源と国庫支出金などの特定財源がある。

- ・2021（令和3）年度の地方公共団体の歳入純計決算額は128兆2,911億円
歳入内訳は ①地方税 33.1%、②国庫支出金 25.0%、③地方交付税 15.2%、④地方債 9.2%
- ・「地方交付税」とは、地方公共団体間の不均衡を是正するため国から地方に対して交付する用途を特定しない交付金。
- ・「国庫支出金」とは、国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に支出する負担金や特定の施策の奨励のための補助金など。
国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3区分がある。
 - ・国庫負担金：国が義務的に負担するもの。（生活保護費、児童手当など）
 - ・国庫補助金：地方公共団体が行う事務に関する財政的援助
 - ・国庫委託金：国が行う事務を地方公共団体に委託する際にかかる経費を交付
- ・地方公共団体の会計には一般会計と特別会計がある。
介護保険事業・国民健康保険事業・後期高齢者医療事業は特別会計

●歳出部門

地方公共団体（都道府県+市町村）

- ・歳出総額 123兆3677億円（令和3年度）

* 目的別歳出の中で最も多いのは「民生費」で31.3兆円（25.4%）

※民生費：地方公共団体が社会福祉実施に要する費用

①民生費 31.3兆円（25.4%） ②教育費 17.8兆円（14.4%） ③商工費 15兆円（12.1%）

・2006（H18）年までは教育費が1位だったが、年々民生費が増加し、逆転している。

・都道府県の目的別歳出は ①商工費 18.3% ②教育費 15.5% ③民生費 14.1%

・市町村の目的別歳出は ①民生費 37.8% ②総務費 12.7% ③教育費 11.3%の順。

* 性質別歳出の中で最も多いのは「人件費」27.3兆円となっている。

・地方公共団体： ①人件費（18.6%） ②補助費等（18.4%） ③扶助費（15.0%）

④普通建設事業費（12.4%） ⑤公債費（10.2%）

・都道府県： ①補助費等（37.5%） ②人件費（18.7%）

・市町村： ①扶助費（25.7%） ②人件費（15.7%）

※都道府県では、市町村立義務教育諸学校教職員の人件費の負担等により人件費の構成比が高い。

市町村では、児童手当の支給、生活保護に関する事務（町村については、福祉事務所を設置している町村に限る）等の社会福祉事務の比重が高いこと等により、民生費が最も大きな割合を占めている。

「地方財政白書」（2023（令和5）年版）

* 地方公共団体における「民生費」の目的別歳出の内訳

- ・地方公共団体の民生費の目的別内訳（純計額 31.3兆円）

①児童福祉費 36.6% ②社会福祉費 29.1% ③老人福祉費 21.8% ④生活保護費 12.4%

- ・都道府県の民生費の目的別内訳（合計額 9.3兆円）

①老人福祉費（38.5%） ②社会福祉費（36.4%） ③児童福祉費（22.2%） ④生活保護費（2.5%）

- ・市町村の民生費の目的別内訳（合計額 25.6兆円）

①児童福祉費(42.2%) ②社会福祉費(27.1%) ③老人福祉費(16.1%) ④生活保護費(14.4%)

※民生費における都道府県と市町村の歳出比較

市町村の民生費(25.6兆円) > 都道府県の民生費(9.3兆円)

※市町村は都道府県の約2.7倍の財政規模となっている。

*地方公共団体(都道府県+市町村)の民生費における性質別内訳

①扶助費(55.5%) ②繰出金(17.0%) ③補助費等(14.9%) ④人件費(6.9%)

・都道府県の民生費における性質別内訳

①補助費等(76.6%) ②扶助費(8.9%) ③繰出金(7.6%)

・市町村の民生費における性質別内訳

①扶助費(64.7%) ②繰出金(18.0%) ③人件費(7.5%)

※民生費における都道府県と市町村の性質別歳出決算の特徴

扶助費： 都道府県：約0.8兆円(8.9%) < 市町村：約16.5兆円(64.7%)

・市町村が、児童手当の支給、生活保護に関する事務などを実施しているため。

・地方公共団体の特別会計 歳出金額(令和3年度)

*国民健康保険、事業後期高齢者医療事業、介護保険事業は特別会計。

- ・国民健康保険事業のうち都道府県11兆5156億円、市町村12兆7228億円

※2018(H30)年度より、都道府県が国保の財政運営の責任主体となった。
(市町村と同様に国民健康保険の保険者となり、新たに特別会計を設置)

- ・後期高齢者医療事業16兆6037億円
- ・介護保険事業11兆5326億円

<国家試験対策>

福祉財政の歳出の覚え方

- (1) 地方公共団体は、都道府県＋市町村のこと
- (2) 都道府県
- (3) 市町村
- ①民生費（内訳：①児童福祉 ②社会福祉）
②教育費
- ①商工費
②教育費
③民生費（内訳：①老人福祉 ②社会福祉）
- ①民生費（内訳：①児童福祉②社会福祉）
②総務費

※地方公共団体と出たら都道府県＋市町村のこと、1番民生で児童福祉。

都道府県は3番が民生で老人福祉。

市町村は1番が民生で児童福祉。

②民間の財源

- ・民間の財源や公的財源に準ずる財源
 - ・共同募金やその他の寄付金
 - ・公営競技の収益金による補助
 - ・民間助成団体の助成金
 - ・社会福祉法人などの収益事業部門の収益
 - ・独立行政法人福祉医療機構（WAM）などの貸付金
- ・共同募金（第1種社会福祉事業）
 - 実施…共同募金会のみが行える
 - 目的…社会福祉を目的とする事業者に配分すること
 - 配分の承認…配分委員会の承認が必要
 - 区域…都道府県を区域の単位とする

3 福祉計画の意義と種類、策定と運用

1) 福祉計画の意義・目的と展開

①福祉行財政と福祉計画の関係

- ・福祉計画の意義と目的
 - ・福祉計画の意義と目的
 - ①市町村福祉計画…地域間における制度変更の漏れや、地域格差が生じないようにする。
 - ②都道府県福祉計画…市町村地域福祉計画の策定・実施の推進を支援し、
都道府県内の地域間格差を是正する。
 - ③国…総合的な基本計画や基本指針を定める。
 - ④市町村主義。国の政策に反しない限り独自で策定・推進できる。

・福祉計画における住民参加の意義

- ①サービス利用過程への参加…福祉施設などにおけるサービスを監視
- ②サービス提供過程への参加…当事者団体・セルフヘルプグループによるサービス提供
- ③意思決定過程への参加…行政による計画立案時に参加。公募による計画策定委員などがある。
(例：「市町村地域福祉計画」は住民参加の促進に関する事項がある)

住民参加の技法

- ・ ワークショップ…参加者がお互いに対等・平等な立場で行う共同作業。まちづくり。
- ・ 住民懇談会…小地域で住民が地域の問題や課題について語り合う会合。提案型や参加型。
- ・ 住民集会…地域住民が集まって行う。フォーラム、シンポジウム、パネルディスカッション。
- ・ パブリックコメント…計画のある時点で利害関係者に素案を提示し、それに対する意見を集約するもの。ホームページ等。
- ・ アンケート調査…地域住民がアンケートを通じて計画過程に参加していることになる。

主な福祉計画等における住民等の意見の反映 整理表 市町村編

市町村地域福祉計画	あらかじめ、地域住民、福祉関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努める。その内容を公表するよう努める。
市町村老人福祉計画	あらかじめ、都道府県の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
市町村介護保険事業計画	あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を <u>講ずる</u> 。都道府県の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
市町村障害者計画	地方障害者施策推進協議会等合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合は <u>障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない</u> 。
市町村障害福祉計画	あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう <u>努める</u> 。合議制機関を設置したときはその意見を聴かなければならない。 あらかじめ、都道府県の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
市町村障害児福祉計画	あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を <u>講ずるものとする</u> 。 協議会を設置した時は、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努める。 合議制の機関を設置した時は、あらかじめその機関の意見を聴かねばならない。 あらかじめ、都道府県の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
市町村子ども・子育て支援事業計画	1. あらかじめ合議制の機関を設置している場合には、その意見を、その他の場合は、子どもの保護者、その他、子ども子育て支援にかかる当事者の <u>意見を聴かなければならない</u> 。 2. あらかじめインターネットの利用、その他の方法により広く住民の意見を求め、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう <u>努める</u> 。 3. 策定や変更時には、あらかじめ都道府県と協議しなければならない。

主な福祉計画等における住民等の意見の反映 整理表 都道府県編

都道府県地域福祉支援計画	あらかじめ、公聴会の開催等地域住民その他の者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるよう <u>努める</u> 。
都道府県障害者計画	合議制の機関の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
都道府県障害福祉計画	あらかじめ、協議会を設置したときは意見を聴くよう <u>努める</u> 。 合議制の機関の意見を <u>聴かなければならない</u> 。
都道府県障害児福祉計画	協議会を設置したときは、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努める。 あらかじめ合議制の機関の意見を <u>聴かなければならない</u> 。

都道府県子ども・子育て支援事業 支援計画	あらかじめ、審査会その他の合議制の機関を設置したときはその意見を、その他の場合は子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を <u>聴かなければならない。</u>
-------------------------	--

・福祉行財政と福祉計画の関係

増大するサービス、ニーズに対する資源の効率的な調達や提供するため、福祉政策の計画化の技術の向上が求められている

- ・国が包括的な計画や基本指針を策定。
- ・地方公共団体がサービス内容や量の目標を定め財源や体制を計画的に整備する。
- ・評価・見直し・住民参加する。

・福祉計画の主体と方法

・福祉計画の主体

- ・国・都道府県・市町村
- ・社会福祉協議会は、民間の福祉計画として「地域福祉活動計画」を策定

②福祉計画の歴史

①第1期（1945～1959年）生活保護法、児童保護法、身体障害者福祉法「福祉三法」成立
「経済自立5カ年計画」などの策定があったが、福祉計画としては独自の制度は無かった。

②第2期（1960～1973年）高度成長期。知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法「福祉六法」成立。
「厚生行政の課題」1964年などの厚生行政に関わる計画を策定。
「社会福祉施設緊急整備5カ年計画」などがある。1969年「基本構想の策定」が全国自治体の義務付けとなった。

③第3期（1974～1989年）高度経済成長が終焉。

「新経済社会7カ年計画」	}	「三相計画」
「地域福祉計画」区市町村		
「地域福祉活動計画」社協		

④第4期（1990～2005年/2006年～現在）
1989年「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」（ゴールドプラン）
1999年「老人保健福祉計画」の義務化
1999年「介護保険事業（支援）計画」
2000年「地域福祉（支援）計画」
2012年「子ども・子育て関連三法」成立
2015年「子ども・子育て支援事業計画」策定

③福祉計画の種類（地域福祉計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、民間の福祉計画等）

・福祉計画の種類

老人福祉法は老人福祉基本法といわない。障害者は基本法という。〇〇計画には横断的に見たら市と府のそれぞれに共通の言葉あり。

計画名称	地域福祉計画	老人福祉計画	介護保険事業計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画
法根拠	社会福祉法	老人福祉法	介護保険法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法	子ども・子育て支援法
計画期間	概ね5年（3年で見直し）	計画期間の定めなし	3年を1期	計画期間の定めなし	3年を1期	3年を1期	5年を1期
概要	市町村、都道府県が主体的に作成する計画	老人福祉事業全般にわたる基盤整備	介護保険事業の基盤整備	障害者福祉施策等の総合的・計画的な推進。生活支援、教育・育成、保健・医療など8分野について基本的方向性を示すもの。	障害福祉サービス等の基盤整備	障害児福祉サービス等の基盤整備	教育・保育および子ども子育て事業の供給体制の確保
市町村計画	①地域における福祉サービスの適切な利用の促進 ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達 ③地域福祉に関する活動への住民参加の促進	①市町村区域の老人福祉事業の量の目標、量の確保の方策。 ②老人福祉事業の供給体制の確保	①介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み、見込み量の確保の方策。②サービス事業者の連携と円滑な提供のため必要な事業。③その他介護保険事業の円滑な実施	①国の障害者基本計画、都道府県障害者計画を基本として市町村における施策に関する基本計画。 ②計画策定にあたっては障害者関係者の意見を聴かなければならない。	①指定障害福祉サービスや指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み、見込み量の確保の方策。 ②地域生活支援事業の種類ごとの実施 ③サービス提供体制の確保	①障害児通所施設支援および障害児相談支援の提供の確保に係る目標に関する事項 ②種類ごとの必要な見込み量	①教育・保育提供区域を定めること。 ②教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保と実施 ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保と実施
都道府県計画	①市町村の地域福祉促進を支援する基本方針 ②社会福祉を目的とする事業の従事者確保、資質向上 ③福祉サービスの利用促進や社会福祉事業の基盤整備	①都道府県区域ごとの特養老人ホーム等の必要入所定員や老人福祉事業の量の目標 ②老人福祉施設の整備と連携 ③老人福祉事業の従事者確保、資質向上 ④老人福祉事業の供給体制の確保	①都道府県区域ごとの介護保険施設の種類の必要入所定員や介護サービスの量の見込み ②介護保険施設等の環境改善 ③介護サービス情報の公表 ④事業の人材確保、資質の向上 ⑤介護保険施設相互の連携	①国の障害者基本計画を基本として都道府県における基本計画を策定。 ②計画の策定にあたっては地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。	①都道府県区域ごとの指定障害福祉サービスや指定相談支援の種類ごとの必要量の見込み、指定施設の必要入所定員総数。 ②指定施設のサービスの質の向上。 ③地域生活支援事業の種類ごとの実施	①都道府県区域ごとの指定通所支援や指定障害児相談支援の種類ごとの必要量の見込み、指定施設の必要入所定員総数 ②各支援の質の向上。	①都道府県設定区域の設定 ②教育・保育の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保と実施 ③教育・保育の一体的提供推進体制の確保 ④子ども子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上
国計画		厚労大臣は、市町村が養護老人ホーム、老人福祉センターなど、定めるにあたって基準を定める。	厚労大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施のため基本指針を定める。	障害者基本計画を策定する。総理大臣は中央障害者施策推進協議会の意見を聴いて作成する。	国は基本方針を定める。福祉施設の入所者の地域移行に関する目標値などが示されている。	国は基本方針を定める。	内閣府は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の策定

次世代育成支援行動計画においては、一般事業主にも行動計画が課せられている。2015年4月、市町村・都道府県行動計画は義務から任意に変更となった。一般事業主行動計画：101人以上は策定し大臣に届出義務。しない場合勧告。100人以下は努力義務。（子ども・子育て支援法施行後2015.4.1）

試験対策 計画内容の見分けのキーワード：入所定員・整備・資質と出たら都道府県計画

福祉行政計画整理表

計画の名称	地域福祉計画	老人福祉計画	介護保険事業計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
法根拠	社会福祉法	老人福祉法	介護保険法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村地域福祉計画（努力義務）	市町村老人福祉計画（義務）計画期間の定めなし。	市町村介護保険事業計画（義務）3年を1期。	市町村障害者計画（義務）計画期間の定めなし。	市町村障害福祉計画（義務）3年を1期。	市町村障害児福祉計画（義務）3年を1期。	市町村子ども・子育て支援事業計画（義務）5年を1期	市町村行動計画（任意）。5年を1期
都道府県計画	都道府県地域福祉支援計画（努力義務）	都道府県老人福祉計画（義務）計画期間の定めなし	都道府県介護保険事業支援計画（義務）3年を1期	都道府県障害者計画（義務）計画期間の定めなし。	都道府県障害福祉計画（義務）3年を1期。	都道府県障害児福祉計画（義務）3年を1期。	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（義務）5年を1期	都道府県行動計画（任意）。
国の計画	—	厚労大臣は都道府県に対し助言できる。	厚労大臣は基本指針を定める。	障害者基本計画（義務）計画期間の定め無し	厚労大臣は基本指針を定める。	厚労大臣は基本指針を定める。	内閣総理大臣は基本指針を定める。	各主務大臣は行動計画策定指針を定める。
他の計画との関係	老人・介護・障害福祉計画とは調和	介護保険事業（支援）計画と一体でなければならない。	老人福祉計画と一体でなければならない。	—	障害者計画、地域福祉（支援）計画と調和が保たれるもの。	障害福祉計画と一体とすることができる。	地域福祉、教育振興基本計画、その他の計画で調和を保つ。	従業員101名以上の事業主は「一般事業主行動計画」義務

・都道府県障害児福祉計画、市町村障害児福祉計画（市町村、都道府県ともに策定義務）は、障害者総合支援法における都道府県障害福祉計画、市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。（2018（平成30）年4月1日施行）

・「こども計画」こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成できる。

・「一般事業主行動計画」の策定について、従業員100名以下の事業主は努力義務。

・市町村地域福祉計画において、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として位置づけられている事項（上位5項目）

（策定済み1476市町村の2022（令和4）年4月回答から）

- ①生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制（83.4%）
- ②地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用（76.6%）
- ③市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方（76.1%）
- ④高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項（68.8%）
- ⑤制度の狭間の課題への対応のあり方（66.8%）

2）市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容

①地域福祉と計画行政の関係

②市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の定義、機能

③地域福祉活動計画との関係

《出題基準小項目以外の行政計画》

・こども計画（2023（令和5）年4月1日～）

根拠法：こども基本法。政府は「こども大綱」を定めなければならない。

市町村こども計画、都道府県こども計画の策定。（努力義務）。

- 子ども・若者計画、子どもの貧困対策についての計画、その他法令の規定により作成する計画
- ・子ども・子育て支援事業計画

根拠法：子ども・子育て支援法。内閣総理大臣が基本指針を定め、市町村と都道府県は5年を1期策定義務あり。

計画内容は教育・保育および地域子ども子育て事業の供給体制の確保
 - ・医療計画

根拠法：医療法。地域の医療供給体制の整備と効率化。介護保険事業支援計画と整合性を確保都道府県は6年ごと策定義務あり。(在宅医療等の事項に関しては3年ごとに調査・分析・評価)
 - ・健康増進計画

根拠法：健康増進法。都道府県は策定義務あり。市町村の策定は努力義務。健康増進事業にかかる費用は国が市町村に対し一部を補助する。都道府県は、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（都道府県健康増進計画）を定める。2002年3月には全ての都道府県で健康増進計画が策定された。策定過程において、住民等の意見を聴くという定めはない。
 - ・都道府県医療費適正化計画

都道府県が期間終了日の属する年度において調査、分析、評価を行う。医療費適正化を推進するための計画。6年を1期。
 - ・市町村計画と都道府県計画

医療介護総合確保推進法に基づく計画（市町村・都道府県とも策定は任意）
 - ・都道府県高齢者居住安定確保計画

計画期間規定なし。国土交通大臣および厚労大臣が定める基本方針により計画を定める。賃貸住宅や老人ホームの供給促進のための計画。

福祉計画の種類	義務		期間 (1期)
	都道府県	市町村	
介護保険事業計画	○	○	3年
老人福祉計画	○	○	
障害者計画	○	○	
障害福祉計画	○	○	3年
障害児福祉計画	○	○	3年
子ども・子育て支援事業計画	○	○	5年
地域福祉計画	△	△	努力義務
次世代育成支援行動計画	△	△	任意
医療計画	○	—	6年
健康増進計画	○	× (努力義務)	
都道府県医療費適正化計画	○	—	6年
都道府県高齢者居住安定確保計画	△	△	任意

試験対策：「子ども子育て、老人、介護、障害者、障害児、障害福祉」は市町村計画義務あり。

「介護」は3年、「子ども・子育て」は5年、「医療系」は6年を1期、

「一体」は老人と介護だけ。(障害児は障害福祉一体にできる)。

3) 福祉計画の策定過程と方法

①課題把握・分析

・福祉計画の策定過程

問題分析と合意形成過程

- ①PDCAサイクル：計画の策定（Plan）計画の実施（Do）計画の評価（Check）計画の改善（Action）を循環し、一定の期間で計画を見直す方式。福祉計画の過程モデル。
- ②ブレインストーミング：参加者が自由な意見・アイデアを出し合い課題を明確にするとともに新たな独創的なアイデアを創造していく。批判しないこと、質より量を重視。
- ③KJ法：川喜田二郎が開発。資料の分類・整理と分析をおこない、アイデアを想起させる。
- ④デルファイ法：専門家や関係者へのアンケートを行い、集計結果をフィードバック→再度アンケートを繰り返し、収斂合意を得ていく。パネル調査の一種。
- ⑤PERT法：パート（プログラム評価・管理技法）は関係機関が協力して目標を達成するために、アクティビティとイベントのネットワーク図を用いて、費用・マンパワー・時間の効率的な管理を目指す。
- ⑥クロスインパクト法：生起確率を基に、ある項目間において相互促進的または相互排他的かを分析する。

②協議と合意形成

4) 福祉計画の実施と評価

①モニタリング

②サービス評価

③プログラム評価

・福祉計画の評価方法

①プログラム評価－5つの構成要素

①投入資源 ②過程 ③産出 ④効果 ⑤効率 がある。

②実験計画法－効果・効率評価に有効。福祉サービスのプログラムが利用者にとって効率的であったか調査。2つ以上のグループを意図的にコントロールして分析する方法。

擬似実験デザイン、サービス比較デザイン法などがある。

③ベンチマーク法－達成目標（基準値）と業績を比較評価する。

④その他－自己評価、利用者評価、第三者評価。

インプット指標：行政活動に投入された資源を表す。

プロセス指標：事業の実施過程を表す。

アウトプット指標：行政活動の結果を表す。

アウトカム指標：行政活動の結果として人々が受ける効果を表す。

・福祉計画の実際

・福祉計画の実際

①高齢社会対策大綱（H30年2月）

高齢者の活躍の場としてボランティア活動など社会参加活動の促進。

すべての年代の人が活躍できるエイジレス社会を目指す。

②ゴールドプラン21（H12年）

活力ある高齢者、高齢者の尊厳と自立支援、支えあう地域社会、信頼される介護サービス確立

③少子化社会対策大綱（平成30年3月）

結婚・子育てしやすい環境改善、男性の育休取得率向上、各段階に応じた切れ目ない取組みと地域・企業など社会全体の取組み

④障害者基本計画（第5次、2023（R5）年～2027（R9））

基本的な計画として、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）といった社会情勢の変化を踏まえ、障害者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される。政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

また、第5次からは、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者基本計画の策定や変更に当たっては、同法の規定の趣旨を踏まえることとなった。

⑤障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（R2年4月施行）

厚生労働大臣は、障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画作成指針を定める。

国および地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画を定める。（義務）

障害者である職員の活躍の推進に関する取組みを総合的・効果的に実施する。

福祉計画の策定状況

根拠法	計画名	策定率	策定率調査時点
社会福祉法	市町村地域福祉計画	82.9%（市区部94.5%）	2021（令和3）年4月1日
	都道府県地域福祉支援計画	100.0%（47都道府県）	現在
障害者基本法	市町村障害者計画	94.7%	2014（平成26）年3月31日現在
	都道府県障害者計画	100%	
次世代育成支援対策推進法	市町村行動計画	91.8%（公表済み93.1%）	2021（令和3）年4月1日
	都道府県行動計画	100%（公表済み100%）	現在

・福利厚生センター（愛称 ソウエルクラブ）：

社会福祉法に基づき、社会福祉事業及び介護保険事業に従事する者の福利厚生の増進を図るために1994年に設立された社会福祉法人。厚生労働大臣は全国を通じて1個に限り、福利厚生センターとして指定することができる。

4 地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題

1) 地域社会の概念と理論

①地域社会の概念

地域社会：町内会や自治会の範囲や、小学校区などの学校区といった地理的範囲を意味する実態概念
コミュニティ：ネットコミュニティや子育てコミュニティなどといった用例のように地理的範囲の存在を前提としない場合もある

②地域社会の理論

アーバニズム：都市を志向し求める文化的・社会的な傾向のこと

2) 地域社会の変化

①世帯数、世帯構成

単独世帯や夫婦のみ世帯をはじめとする不安定世帯が増加

②過疎化、都市化、地域間格差

過疎法で過疎地域に指定されている自治体数は817市町村（279市、410町、128村）で、市町村総数に占める割合は47.5%（2019（平成31）年4月1日現在）

③外国人住民の増加

法務省の在留外国人統計によれば2018（平成30）年12月末現在の中長期在留者数は240万9677人、特別永住者数は32万1416人、これらを合わせた在留外国人数は273万1093人であり、総人口に占める割合は2.16%と増加傾向にある。中国76万4720人（28.0%）、韓国44万9634人（16.5%）、ベトナム33万835人（12.1%）、フィリピン27万1289人（9.9%）、ブラジル20万1865人（7.4%）

3) 多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ

①ひきこもり、ニート、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケア、依存症、多文化共生、自殺、災害等

- ・ニート：15歳～34歳の未婚者のうち、仕事にも就いておらず、学校にも行っていない、また、仕事に就くための活動もしていない者。
- ・ダブルケア：晩婚化、晩産化により育児と介護を同時に担う状態。
- ・ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと
- ・8050問題：80代の高齢の親と50代の無職や引きこもりの独身の子どもが同居し貧困や孤立。

4) 地域福祉と社会的孤立

①社会的孤立、社会的排除

孤独：独りでいることからくる主観的なさみしさの感情

孤立：客観的に人との接触がない状態

②セルフネグレクト

セルフネグレクト：健康、生命及び社会生活の維持に必要な、個人衛生、住環境の衛生若しくは整備又は健康行動を放任・放置していること

5 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

1) 包括的支援体制

①包括的支援体制の考え方

包括的支援体制：「地域住民等や地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関が地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制」（「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 355 号）参照）

②包括的支援体制の展開

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備に関する施策
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について統合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制整備に関する施策
- ・市町村圏域において、生活困窮者自立支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制整備に関する施策

2) 地域包括ケアシステム

①地域包括ケアシステムの考え方

- ・地域ケアシステムの構築方法と実際
- ・地域包括ケア研究会報告書（2009（平成 21）年）：地域包括ケアシステムの実現を目的に、改革の方向性について提言した報告書。2009（平成 21）年 5 月に発表された「地域包括ケア研究会報告書～今後の検討のための論点整理～」を受けて、地域包括ケアシステムを巡る現状の課題、および 2025（平成 37）年までに実現を目指すべき地域包括ケアシステムのあり方についてまとめた。その提言内容は、2011（平成 23）年の介護保険法改正、2012（平成 24）年の介護報酬改定に反映され、定期巡回随時対応型訪問介護看護や複合型サービスが創設された。
- ・地域トータルケアシステム：地域住民の多様なニーズに対応して、保健・医療・福祉等のサービスを総合的に提供する仕組み。
- ・地域包括ケアシステム：おおむね 30 分以内に駆けつけられる圏域で、個々人のニーズに応じて、医療・介護等の様々なサービスが適切に提供できるような地域。
- ・自助・互助・共助・公助：自助を基本としながら互助・共助・公助の順で取り組んでいくこと、コーディネートの主体として地域包括支援センターの機能を強化すること。
- ・「新たな支え合い」：住民と行政の協働による新しい福祉のため、新たな地域福祉の意義や役割として、①地域における「新たな支え合い」（共助）を確立する、②地域で求められる支え合いの姿、③地域の生活課題に対応する、④住民が主体となり参加する場、⑤ネットワークで受け止める、⑥地域社会再生の軸としての福祉、などを提言している。

②地域包括ケアシステムの展開

介護保険事業計画、地域ケア会議で、地域の課題に対する対応策について検討 ⇒ 決まった対応策

を介護保険事業計画や地域ケア会議等で実施することに反映させる ⇒ 結果として介護サービス、医療と介護の連携、生活支援・介護予防サービス等が充実 ⇒ PDCAサイクルで循環 ⇒ 地域包括ケアシステムが構築されていく

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの展開

基幹相談支援センター：地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関。

④子育て世代包括支援センター

子育て世代包括支援センター：母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師、助産師などの専門知識を持ったスタッフが、妊娠、出産、子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整も行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供

3) 生活困窮者自立支援の考え方

①生活困窮者自立支援制度と理念

「生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行わなければならない」

「生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない」

②自立相談支援機関による支援過程と方法、実際

アウトリーチを行い生活困窮者の早期把握を行うとともに、相談者本人の主体性を尊重し、地域のさまざまな関係機関、社会資源との連携により支援を展開していく

③伴走型の支援と対象者横断的な包括的相談支援

伴走型支援とは、「支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指す」支援

④個人及び世帯の支援

⑤居住支援、就労支援、家計支援、子どもの学習・生活支援

居住確保支援：住居確保給付金の支給（必須事業）

就労支援：就労準備支援事業（任意事業）

認定就労訓練事業

緊急的な支援：一時生活支援事業（任意事業）

家計再建支援：家計改善支援事業（任意事業）

子ども支援：子どもの学習・生活支援事業（任意事業）

4) 地域共生社会の実現に向けた各種施策

①多機関協働による包括的支援体制

市町村が原則実施主体となり、地域の中核となる相談機関を中心にして行う4つの取り組み。

①相談者が複数の相談機関に行かなくても、複合的な悩みを総合的かつ円滑に相談できる体制を整備するとともに、②相談者本人が抱える課題のみならず、世帯全体が抱える課題を把握し、③多機関・多分野の関係者が話し合う会議を開催するなど、その抱える課題に応じた支援が包括的に提供されるよう必要な調整を行うほか、④地域に不足する社会資源の創出を図る。

②住民に身近な圏域における相談支援体制

「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」

③重層的支援体制整備事業

包括的支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、他機関協働事業

6 地域共生社会の実現に向けた多機関協働

1) 多機関協働を促進する仕組み

①総合相談

総合相談は、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談をすべて受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの業務に継続していくことが目的。ワンストップサービス拠点としての機能。

②各種相談機関の連携

③協議体

協議体：地域の住民や各種団体、企業の関係者など、さまざまな人々が連携しながら多様な日常生活上の支援体制の充実、強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目標に創設されたもの

④地域ケア会議

地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法

⑤地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会：地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保、その他センターの適正、かつ円滑な運営を目指すために設置されたもの

⑥要保護児童対策地域協議会

要保護児童：保護者に監護させることが不適切であると認められた児童と、保護者がいない児童。

要保護児童対策地域協議会：要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために関係機関がその子どもに関する情報や考え方を共有し、多数の機関が円滑な連携・協力を確保するために置かれた。

⑦協議会（障害者自立支援協議会）

障害者自立支援協議会：障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指して、複数のサービスを適切に結び付けて調整する相談支援と、社会資源の改善および開発を行うため相談支援の充実、およびその中核的役割を担うもの。

2) 多職種連携

①保・健・医・療・福・祉に関わる多職種連携

保険医療福祉の多職種連携の目的は、利用者のためのケアの向上であり、同時に、施設機関やその人が暮らしている地域で提供される支援やケアの質の向上や充実である。

②生活支援全般に関わるネットワーク

職種の連携から多職種協働の機能連携へ

③多職種連携等における個人情報保護

OECDのガイドラインでは、①目的明確化の原則、②利用制限の原則、③収集制限の原則、④データ内容の原則、⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則の八つの原則が示された。

3) 福祉以外の分野との機関協働の実際

①社会的企業

②農福連携

③観光、商工労働等との連携

④地方創生

コミュニティビジネス

7 災害時における総合的かつ包括的な支援体制

1) 非常時や災害時における法制度

①災害対策基本法、災害救助法

災害対策基本法：1961（昭和36）年に成立。災害が発生する前に行う防災対策に加え、災害が発生した後の応急対策や復旧までを網羅した法律。

災害救助法：1947（昭和22）年に制定。災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的として定められたもの

②各自治体等の避難計画

防災計画（中央防災会議）

- ├── 防災業務計画（中央省庁）
- ├── 防災業務計画（指定公共機関）
- ├── 都道府県地域防災計画（都道府県防災会議）
- ├── 市町村地域防災計画（市町村防災会議）
- └── 地区防災計画（市町村の居住者及び事業者）

2) 非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援

①災害時要援護者支援

災害時要援護者：災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、
必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能な人々

災害時要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児等避難行動、避難所での生活に特に配慮が必要な人々

避難行動要支援者：避難行動に支援が必要な人々

②BCP（事業継続計画）

BCP（事業継続計画）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

③福祉避難所運営

「避難所運営ガイドライン」「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

④災害ボランティア

災害ボランティアセンター：災害時に、被災地の社会福祉協議会が中心となり開設され、被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点

8 地域福祉と包括的支援体制の課題と展望

1) 地域福祉ガバナンス

①ガバナンスの考え方

ガバナンスは、統治（治める）プロセスのこと

地域福祉ガバナンス：都道府県や市町村における新たな体制とその体制における協働のプロセスや責任の担い方の様態のこと

②多様化・複雑化した課題と多機関協働の必要性

複合的な課題を抱えた世帯の問題や、制度の狭間の問題は、対象者別に支援を包括化するだけでは対応できない。分野を超えた関係機関（多機関）が協働して解決していく方策が求められる

③社会福祉法における包括的な支援体制づくり

重層的支援体制整備事業：包括的相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、プランの作成を一体のものとして実施する事業

④住民の参加と協働、住民自治

包括的な支援体制は、地域住民等の参加と協働がなければ成立しない

⑤プラットフォームの形成と運営

プラットフォーム：地域における多様な参加の機会と居場所を発見し、生み出すため、**①**地域を知り、地域の役に立ちたいと考えている住民、**②**多様な参加の機会や居場所を生み出す

資源を有する地域関係者、③相互調整や情報提供、公的サービスへのつながりを行う行政などがその都度集い相談、協議し、学び合う場。

2) 地域共生社会の構築

①地域共生社会

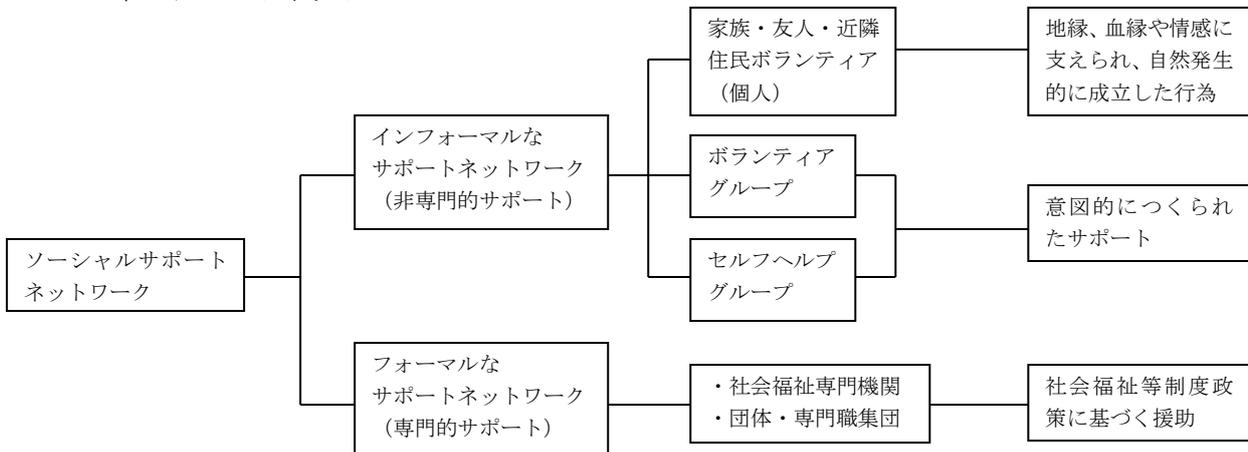
「ニッポン一億総活躍プラン」での地域共生社会は、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」としている

②地域力の強化、包括的支援体制

・地域福祉の推進方法

ネットワーキング

- ・地域ネットワーク：地域を基盤に資源・技能・接触・知識を有している人々ないし組織相互のインフォーマル、もしくはフォーマルな結びつきとその働きであり、各種のサービス間の連携による網の目のようなきめ細かい活動を指す。
- ・個別支援レベル：住民の多様なニーズに応じていくために、専門職だけでなく、家族、友人、隣人、ボランティアなど専門職以外の人との協働も求められる。
- ・地域レベル：地域内に公私協働の連絡会や協議会を設置し、専門職と地域住民や当事者団体、ボランティア団体等が話し合う機会を設ける。
- ・ソーシャルサポートネットワーク



地域における社会資源の活用・調整・開発

- ・社会資源：地域社会に存在する地域住民の福祉ニーズを充足させるための各種の制度、施設やサービス、人材、組織・機関、活動、資金、情報、拠点など。
- ・フォーマルセクター：社会福祉法人のほかに、医療法人、協同組合等の公益法人、NPO を含む参加型非営利組織、株式会社等の営利法人など
- ・インフォーマルセクター：家族・近隣・ボランティアなど

- ・「施設の社会化」：入所者からは地域社会への交流の活性化。地域住民からは施設の開放と利用をいう。
 - ①入所者への処遇の社会化
 - ②運営の社会化
 - ③施設機能の社会化
 - ④課題の社会化
- ・「児童・生徒のボランティア活動普及事業」(ボランティア協力校)：幼少者・高齢者・障害者等との交流体験などの福祉体験活動・ボランティア活動により、子どもたちがさまざまな人々を自然に受け入れ、交流できる態度や福祉への関心を育むことを目的。
- ・「介護等の体験」(平成 10 年)：義務教育諸学校の教員の免許状の授与を受ける際の「介護等の体験」が必要

地域における福祉ニーズの把握方法と実際

- ・需要とニーズの概念

①需要の定義：需要と必要を区別すること。

	必要	需要
根拠	道徳・価値	欲望・欲求
根拠の性質	客観的・外在的	主観的・内在的
判断基準	善悪(正・不正)	利害(快・苦)

②ニードとニーズ：ニードは集合的・抽象的(単数)、ニーズは個別的(複数)

三浦文夫：貨幣的ニードとは金銭の給付。非貨幣的ニードとは現物役務。

潜在的ニードとは自分が自覚していない必要なもの。

顕在的ニードとは自分が自覚している解決を必要としていること。

ブラッドショー：・感得されたニード(フェルトニード)：ニードがあることを本人が自覚している場合。
 類型

- ・表明されたニード(エクスプレストニード)：感じ取られたニードを行動にあらわすこと

- ・規範的ニード(ノーマティブニード)：専門家によって価値基準や科学的に確認されている必要をいう

- ・比較ニード(コンパラティブニード)：他人や他人のグループとの比較が必要があるとする

感得されたニードと表明されたニードを主観的ニードと、規範的ニードと比較ニードを客観的なニードと呼ぶ。

(質的調査)

③K J法：川喜田二郎が開発した資料の分類と分析をおこなう方法。

④デルファイ法：専門家や関係者へのアンケートを行い、集計結果をフィードバックして再度アンケートを行う。このプロセスを繰り返して意見の収斂合意を得ていく。

(量的調査)

⑤PERT法：パート(プログラム評価・管理技法)は関係機関が協力して目標を達成するために、アクティビティとイベントのネットワーク図を用いて、費用、マンパワー、時間の効

率的な管理を目指す。

⑥クロスインパクト法：生起確率を基に、ある項目間において相互促進的または相互排他的かを分析する。

- ・地域アセスメント：地域の問題を診断し、治療（問題の解決）する、また地域の住民による集団・組織を診断することを地域診断という。

地域における福祉サービスの評価方法と実際

- ・3つの評価制度：全国社会福祉協議会の示すガイドラインによって規定。各都道府県が運営。

①福祉サービス第三者評価事業

②介護保険地域密着型サービス外部評価

③介護サービス情報の公表

社会福祉協議会の表を参照（前掲）

- ・プログラム評価：地域社会の問題状況を改善するために導入された福祉サービス（介入プログラム）の有効性を、ニーズへの適合性、プログラムの設計や概念の妥当性、介入の適切性、効果と効率性という側面から査定し、その改善を援助して、社会システムの中に位置づけるための手法である。

①ストラクチャー評価：福祉サービス事業を実施するための仕組みや体制の評価で、ストラクチャー（構造）そのものを評価することである。

②プロセス評価：事業・援助の有効性を詳細に評価するために、このプロセスの評価が重視される。

③インパクト評価：あくまでも福祉サービス（介入プログラム）自体が利用者にどれほどの受益をもたらしたかその目標達成したか評価する。

④アウトカム評価：福祉サービス（介入プログラム）およびその他の影響（環境的要因等）が利用者にどれほどの受益をもたらしたか、その目標を達成したかを評価。

⑤フィデリティ評価：モデルへの適用度や忠実度についての測定尺度（フィデリティ尺度）を開発・適用することで客観的な評価をおこなう。

- ・「運営適正化委員会」：都道府県社会福祉協議会に設置。福祉サービスに関する苦情の解決のための相談、助言、調査、斡旋等を行い、利用者の処遇に不当な行為が行われているおそれのあるときは都道府県知事に通知することが定められている。

社会福祉事業法から社会福祉法への改正によって、利用者が事業者と直接契約を結んでサービスを利用することになったことに伴い、利用者保護のためのシステムとして、福祉サービスに関する苦情解決の仕組みが創設された。

福祉サービスに対する利用者の苦情や意見を幅広く汲み上げて、サービスの改善を図る観点から、社会福祉事業経営者の苦情解決の責務を明確化し、第三者が加わった苦情解決の仕組みを整備する。また、解決が困難な事例に備え、都道府県社会福祉協議会に、苦情解決のための委員会（運営適正化委員会）をおく。さらに、利用契約についての説明・書面交付が義務づけられた。

- ・QC活動（quality control）：品質管理。品質の適正保持・効率化・改善などの対策を考え実践する活動。
- ・ISO9001・・・国際標準化機構が「品質マネジメントシステム」に定めた国際規格。サービスを提供できる

ことを実証したい組織や顧客満足の向上を目指す組織が取得。ISO9001 第三者
認証制度：第三者認証機関が福祉サービス事業者を審査・認証する。ISO は世
界的統一規格のこと。

ISO9000 シリーズ：工業分野や品質管理・品質保証

ISO14000 シリーズ：環境管理システム・環境監査の規格